

【機密性 2】

# 日直における勾留事務等マニュアル

令和 3 年 3 月

千葉地方裁判所木更津支部

千葉家庭裁判所木更津支部

木更津簡易裁判所

## 目 次

第1 はじめに.....	1
1. 1 事務処理態勢.....	1
1. 2 勾留請求予定の連絡.....	2
1. 3 受理裁判所.....	2
1. 4 備え置き帳簿及び書式等 .....	2
1. 5 疑問点等の問い合わせ .....	3
1. 6 新型コロナウィルス感染症対策 .....	3
第2 日直当日登庁後の事務.....	4
2. 1 一日のおおよその流れ .....	4
2. 2 勾留質問室等の開錠・点検内容 .....	4
第3 勾留請求書等の受付.....	5
3. 1 国選弁護人選任請求書・資力申告書の受付 .....	5
3. 2 勾留請求事件の受付.....	6
3. 3 接見等禁止請求事件の受付 .....	6
3. 4 勾留請求書等の写し.....	7
3. 5 形式的記載事項等の確認 .....	7
第4 勾留状等の作成.....	8
4. 1 [REDACTED] 勾留状等の作成 .....	8
4. 2 勾留状等の一式書類の内容確認 .....	9
4. 3 起案した勾留状等の裁判官への提出 .....	11
4. 4 被疑者の身柄呼出し.....	11
4. 5 勾留質問直前の準備.....	12
第5 勾留質問.....	12
5. 1 勾留質問室への移動等 .....	12
5. 2 勾留質問（共通処理） .....	13
5. 3 勾留質問（被疑者国選弁護人，当番弁護士，私選弁護人選任申出の各処理） .....	18
5. 4 勾留質問（勾留請求却下，接見等禁止請求却下） .....	19
第6 勾留質問終了後の処理.....	20
6. 1 勾留質問終了後のチェック .....	20
6. 2 被疑者国選選任事件の処理 .....	20
6. 3 勾留通知.....	23
6. 4 [REDACTED] .....	25

## 【機密性 2】

6. 5 檢察庁への記録引継ぎ .....	25
6. 6 当番弁護士の通知.....	26
6. 7 私選弁護人選任申出の処理 .....	26
6. 8 刑事係への引継書類.....	26
第7 要通訳事件等の勾留事務等 .....	27
7. 1 国選弁護人選任請求書・資力申告書の受付 .....	27
7. 2 勾留請求書等の受付.....	27
7. 3 勾留状等の一式書類の内容確認 .....	27
7. 4 起案した勾留状等の裁判官への提出 .....	29
7. 5 通訳人の呼出し.....	29
7. 6 勾留質問直前の準備.....	30
7. 7 勾留質問.....	30
7. 8 勾留質問（被疑者国選弁護人，当番弁護士，私選弁護人選任申出の各処理） .....	31
7. 9 勾留質問（勾留請求却下，接見等禁止請求却下） .....	31
7. 10 勾留質問終了後のチェック .....	31
7. 11 被疑者国選選任事件の処理 .....	31
7. 12 勾留通知.....	31
7. 13 [REDACTED] .....	31
7. 14 檢察庁への記録引継ぎ .....	31
7. 15 当番弁護士の通知.....	32
7. 16 私選弁護人選任申出の処理 .....	32
7. 17 通訳料請求書の処理 .....	32
7. 18 領事館通報.....	32
7. 19 刑事係への引継書類 .....	33
第8 その他.....	34
8. 1 [REDACTED] が利用できないとき .....	34
8. 2 勾留に代わる観護措置 .....	34
8. 3 弁護人からの要望に対する対応 .....	35
8. 4 一般令状請求.....	35
8. 5 緊急を要する事件等の処理 .....	38

### 《注釈》

法 刑事訴訟法

規則 刑事訴訟規則

## 【機密性 2】

当直事務の手引 千葉地方裁判所・千葉家庭裁判所「当直事務の手引」

### 《資料》

令状事務（三訂版） 司法協会  
刑事書記官事務の手引 司法協会  
逮捕・勾留に関する解釈と運用 司法協会  
捜索差押等に関する解釈と運用 司法協会  
増補 令状基本問題（上） 判例時報社  
増補 令状基本問題（下） 判例時報社  
別冊判例タイムズ 令状に関する理論と実務 I・II 判例タイムズ社  
犯罪事実記載の実務 刑法犯 実務法規  
犯罪事実記載の実務 特別法犯 近代警察社  
交通事件犯罪事実記載例集 立花書房

### 《主な改訂履歴》

令和2年6月

- 要通訳事件における事務処理につき、通常事件との違い等を区別整理して、加筆修正した（本文27頁以下）
- 接見等禁止決定の告知方法（原本完成後の謄本作成等）を加筆修正した（本文17頁）
- 勾留請求却下又は勾留請求がなかった場合の被疑者国選弁護人選任請求事件の処理方法を整理して加筆修正した（本文5頁・22頁、別紙3及び別紙8）

令和2年7月

- 郵便による勾留通知における接見等禁止決定の有無を記載する旨を削除（本文24頁等）

令和3年3月

- 新型コロナウィルス感染症陽性者等の勾留質問に関する記載を加筆した（本文4頁）
- 被疑者の人定事項に写真を添付して特定する場合の記載を加筆修正した（本文9頁）
- 被疑者に対する国選弁護人選任通知書の送付方法を加筆修正した（本文22頁）

## 【機密性 2】

### 第1 はじめに

本マニュアルは、千葉地方裁判所で作成された事務処理マニュアルを参考にして、千葉地方裁判所木更津支部、千葉家庭裁判所木更津支部及び木更津簡易裁判所（以下、まとめて「当庁」という。）の休日における日直事務で処理する勾留及び一般令状に関する書記官事務の処理要領を記載したものです。

当庁では、休日における勾留請求件数は [REDACTED]、一般令状は [REDACTED] です。本マニュアルは勾留及び一般令状の両方を記載していますが、日直で処理する可能性の少ない事務処理については記載内容を最低限に留めていますので、目次欄記載の執務資料等を参考にしてください。

#### 1. 1 事務処理態勢

休日に処理する事務は、検察庁からの勾留請求と警察署等からの一般令状請求です。勾留延長請求等の身柄に関する裁判は、通常休日に請求されることはありません。

##### (1) 裁判所

###### ア 日直勤務時間

午前8時30分～午後5時00分まで（8時間30分勤務）<sup>1</sup>

###### イ 日直人員

裁判官 [REDACTED]名 書記官 [REDACTED]名 事務官又は家裁調査官（以下「事務官等」という）[REDACTED]名  
ただし、裁判官は、[REDACTED] 勾留

請求があった場合には、被疑者国選弁護人選任手続が終了するまで、在庁します。

##### (2) 検察庁

勾留請求予定がある場合にのみ検察官及び職員が登庁し、勾留処理終了後は原則として退庁します。

##### (3) 令状請求の予告があった場合

休日に令状請求を行う可能性がある警察署は、[REDACTED] です。

警察署等から令状請求予告に関する連絡があった際には、以下の内容を聴取してください。

###### ① 請求警察署

###### ② 請求令状の内容及び通数

###### ③ 裁判所への到着予定時刻

###### ④ 担当者の連絡先

原則として、日直勤務時間内に請求がなされた場合には、当庁で処理することになりますが、請求予告があった際には、当番裁判官に上記の内容を伝えて指示を仰いでください<sup>2</sup>。なお、対応に悩む事態等が生じた場合には、地家裁庶務課長又は刑事係主任書記官（以下「庶務課長等」という）までお問合せください。

<sup>1</sup> 通常の勤務とは異なる断続的勤務であり、昼の休憩時間はありません。昼食は勤務時間中に適宜取ることになります。

<sup>2</sup> 地裁本庁作成の「当直事務の手引（令和元年8月22日版）」6頁によれば、支部等で当直を行っている時間帯であっても、地裁本庁日直に令状請求がなされる場合があり、その際には令状当番裁判官の指示を受けた上で、本庁で処理することがあるとされています。

## 【機密性 2】

### 1. 2 勾留請求予定の連絡

#### (1) 前日が開庁日の場合（例：土曜日）

前日の午後 3 時半頃までに、刑事係の職員から当番裁判官及び日直担当書記官に以下の内容を連絡します。

- ・勾留請求予定の件数  
(有の場合)
- ・罪名
- ・成人及び少年の別
- ・要通訳事件の有無

#### (2) 日曜日（祝日を含む。以下「日曜日等」という）の場合

前日の午後 4 時までに、日直員が当番裁判官に電話で上記(1)の内容（ただし罪名は不明の場合も有）を連絡します<sup>3</sup>。

#### ※ 檢察庁からの要請

日曜日等の勾留予定件数は、午後 4 時までに、地検木更津支部の担当者が、地検本庁に確認の上、日直員に連絡することになっています。午後 4 時までに連絡がない場合には、千葉地検本庁 [REDACTED] に連絡の上、確認してください（午後 4 時以前の連絡は不可）。

### 1. 3 受理裁判所

当庁では、日直における勾留・令状事務は、原則として簡裁名で処理することになります（ただし、未特例判事補で簡易裁判所判事辞令が発令されてない場合を除く）。地裁所属の裁判官であっても、簡裁名で処理することになりますので、注意してください。

また、担当する書記官も所属にかかわらず原則として「木更津簡易裁判所の書記官」として処理することになりますので、作成書面の肩書や押捺する職印に誤りがないよう注意してください。

### 1. 4 備え置き帳簿及び書式等

#### (1) [REDACTED]

##### ア 帳簿関係

- ①令状請求事件簿
- ②上訴申立書等記録簿（被疑者国選用）
- ③被疑者弁護人選任申出通知簿
- ④ウィーン条約締結国一覧
- ⑤郵便切手使用簿（時間外発送）
- ⑥郵便切手補助簿

##### イ 書式等

- ①勾留関係書類クリアケース
  - ・勾留状チェック表
  - ・被疑者国選弁護人選任請求事件チェック表

<sup>3</sup> 翌日の日直担当書記官等には日直員から連絡しません。必要があれば日直担当書記官等から日直員に問い合わせてください。

## 【機密性 2】

- ・勾留通知用封筒
- ・弁護人選任書送付用封筒
- ・被疑者国選手続に関する引継書兼ファクシミリ送信書
- ・J I S 2 0 0 4 と J I S 9 0 の相違点

### ②勾留関係書式

- ・勾留状
- ・勾留質問調書
- ・身柄引受書, [REDACTED]
- ・勾留質問調書（要通訳）
- ・勾留通知
- ・通報の要請に関する照会
- ・通訳人尋問調書
- ・通訳人出頭カード, 通訳人立会票, 宣誓書
- ・通訳料請求書, 通訳人旅費日当請求書
- ・接見等禁止決定（一般, 外国人用, 少年用）
- ・交付送達報告書
- ・国選弁護人選任請求書・資力申告書
- ・被疑者国選弁護人選任請求事件チェック表
- ・ファクシミリ送信書（法テラス千葉宛）
- ・観護状, 観護措置通知

### ③一般令状関係

- ・令状審査票
- ・令状書式（通常逮捕状, 緊急逮捕状, 捜索差押許可状, 差押許可状等）
- ・令状チェックシート

### ウ その他

- ①保護命令の事件処理について
- ②観護措置等に対する異議申立処理要領（少年）

(2) [REDACTED]

- ・身柄引受書, 誓約書
- ・通報の要請に関する照会
- ・交付送達報告書
- ・国選弁護人選任請求書・資力申告書
- ・A 4 白紙用紙（勾留質問調書別紙作成用）

## 1. 5 疑問点等の問い合わせ

勾留事務や令状事務に関する不明点等が生じた場合には、日直室又は刑事係備え置きの執務資料等を参照するか、刑事係主任書記官までお問合せください。

## 1. 6 新型コロナウィルス感染症対策

新型コロナウィルス感染症陽性者等の被疑者の勾留質問については、2階の1号審判庭で被疑者との距離をとって行う方法や、1階面会室でアクリル板越しに行なうことが考えられますが、対応を検討する必要がありますので、被疑者の症状（熱、倦怠感等）やP C R検査の結果等について検察庁から情報を収集した上で、庶務課長等に連絡してください。

【機密性 2】

## 第2　日直当日登庁後の事務

勾留請求が予定されている場合に当日行うべき事務の流れは以下のとおりです。

## 2. 1 一日のおおよその流れ

#### 勾留請求件数が■件程度の場合のタイムスケジュール

留置管理課の職員が、国選弁護人選任請求書・資力申告書を持参<sup>4</sup>

## 勾留質問室等の開錠・点検

検察事務官が勾留請求書等を持参

勾留質問手續／終了後勾留質問室施錠

被疑者國選弁護人指名通知依頼

勾留通知、領事館通報、当番弁護士又は私選弁護人選任申出通知

被疑者國選弁護人回答・國選弁護人選任

※ 被験者の弁護人選任状況によって、事務内容は若干変更します。

## 2. 2 勾留質問室等の開録・点検内容

### (1) 開鋸

## ア 鍵の所在等

键江

1

## (2) 点检内容

勾留質問手続開始前に以下の内容を確認します（勾留質問手続における被疑者の動線等を含めた勾留質問室付近の図面 [REDACTED] を参照してください。）。

### ①勾留質問室

- ・必要な備品が揃っているか（フェルトペン、朱肉、スタンプ台、ゴム印）

※ [ ] が比較的早いので、質問手続開始前に必ず [ ] を行い、勾留質問室の隣室 ([ ]) 以下「前室」といいう) 前の [ ] どうかを確認する

- ・室内にクリップ、ホチキス針など自傷他害行為に繋がる物が落ちてないか
  - ・[REDACTED] 被疑者が着席した長椅子から

②面会室

<sup>4</sup> 勾留請求予定件数が■件以上の場合、裁判所内の■警察の留置管理課の職員から■鍵の借用を依頼されることがありますので、依頼があった際には■に入れてある鍵を貸出簿を利用の上、貸与してください。

## 【機密性 2】

・室内にクリップ、ホチキス針など自傷他害行為に繋がる物が落ちてないか

### 第3 勾留請求書等の受付

被疑者が日本人の場合の処理方法等は以下のとおりです。

なお、要通訳事件又は外国人事件（以下「要通訳事件等」という）の場合は、後記第7を参照してください。

#### 3. 1 国選弁護人選任請求書・資力申告書の受付

##### (1) 受理

当日 [ ] 留置施設の職員が被疑者から受領した「国選弁護人選任請求書・資力申告書」（以下「国選請求書」という、別紙2）を取りまとめて、日直室に持参します。留置施設の送付簿に受領印を押し、国選請求書を受け取ります。

##### (2) 事件簿登載等

[ ] 「千葉地方裁判所木更津支部 木更津簡易裁判所」の当直日付印（以下、単に「当直受付印」という）を押捺して、受付印の番号欄の脇に日直員の認印を押します。受付印の番号欄に事件番号及び事件符号（事件符号「記」）を記入して、帳簿「②上訴申立書等記録簿（被疑者国選用）」に登載してください。

##### (3) 要件審査

「被疑者国選弁護人選任請求事件チェック表」（以下「国選チェック表」という、別紙3）の番号1ないし4について審査を行います。

なお、国選弁護人は事件の種別を問わず全件請求することができますが（刑訴法37条の2），弁護人がない場合でも選任が義務付けられているわけではありません。

ア 当日勾留請求予定の被疑者であること

イ 資力確認

⑦ 資力が50万円未満であること

※ 「資力」とは、「その者に属する現金、預金その他政令で定めるこれらに準ずる資産の合計額」であり、「その者に属する」ものしか考慮しません。また、被疑者の記憶に基づいて作成すれば足り、資力を調査することは要しないし、裁判所が被疑者に調査の機会を与えることも要しません。

① 請求書の資力申告欄が50万円以上であるが、私選弁護人の選任に至らなかつたこと。

選任請求書の理由欄が②（私選弁護人選任申出をしたが、選任できなかつた）場合、弁護士会からの不在・不受任通知により確認します。通知は国選請求書に添付されている場合もありますが、そうでない場合には、念のため地裁本庁当直に問い合わせを行い、提出されている場合には、FAXで送信してもらいます。地裁本庁当直にも提出されていない場合、請求要件を満たさないことになりますので、裁判官と相談の上、請求を一度撤回させることも考えられます<sup>5</sup>。

##### (4) 勾留請求がなされなかった場合の処理

<sup>5</sup> 不受任となった弁護人は、国選弁護人候補者として法テラスから推薦される場合もあります。

## 【機密性 2】

国選請求書は受理したが、当該被疑者に対する勾留請求がなされなかつた場合は、チェック表13のアにチェックをし、「②上訴申立書等記録簿（被疑者国選用）」の備考欄にもその旨を記載した上で、以下のとおり処理してください。

ア 裁判官が [REDACTED] 場合

チェック表備考欄「選任請求として受付しない」に裁判官印の決裁に付してください。決裁終了後、チェック表及び国選請求書を刑事係に引き継いでください。

イ 裁判官が [REDACTED] 場合

チェック表及び国選請求書を刑事係に引き継いでください（刑事係において、[REDACTED] 令状當番裁判官の決裁に付します）。

### 3. 2 勾留請求事件の受付

#### (1) 受領

検察庁の職員が勾留請求事件の一件記録を持参するので、送付簿に受領印（日直員の認印）を押して受領します。

#### (2) 受付

勾留請求書1枚目の右側空欄に当直受付日付印を押し、受付印の番号欄の脇に日直員の認印を押します。

一件複数名の事件の場合には複数の勾留請求書が一件記録1冊に組み込まれていることがあり、その場合にはそれぞれの勾留請求書に受付をする必要がありますので、見逃さないように注意してください。

#### (3) 受付時刻記入

当直受付印の時刻欄に受付時刻を記入します。

被疑者の身柄拘束から勾留請求までの時間が刑訴法で定められており、当該制限時間を確認することが必要ですので、必ず記入してください。

#### (4) 立件

[REDACTED]  
なお、  
[REDACTED]

受付印の符号欄に事件符号を記入します。事件符号は「る」（簡裁刑事雑事件）です。

[REDACTED] 事件番号を当直受付印の番号欄に記入します。

### 3. 3 接見等禁止請求事件の受付

接見等禁止請求がある事件については、接見等禁止請求書が勾留請求事件の一件記録に挟まれてきますので、接見等禁止請求書を抜き出して、以下のとおり処理します（勾留請求書1枚目右上に「接見禁止請求あり」と朱書で表示されています。）。

#### (1) 当直受付印の押捺等

接見等禁止請求書の右側空欄に当直受付印を押し、受付印の番号の脇に認印を押します（受付時刻の記載は不要）。

#### (2) 立件

[REDACTED] 採番した事件番号を受付印の番号欄に記入します。

#### (3) 事件符号の記入

## 【機密性 2】

受付印の符号欄に事件符号を記入します。事件符号は、勾留請求と同様に「る」（簡裁刑事雜事件）です。

### 3. 4 勾留請求書等の写し

勾留質問時の手控え等のために、次の各書類をコピーしておくことが考えられます。なお、コピーした書類は、写しの全てを翌開庁日に刑事係に引き継ぎます（刑事係において、勾留状等のチェック終了後、廃棄処分します）。

#### (1) 勾留請求書

被疑者の人定事項、罪名、収容場所の手控え、勾留通知事務の参考にします。

#### (2) 被疑事実の要旨

勾留状の別紙となる被疑事実の要旨の手控えとします。

#### (3) 勾留通知先連絡表

勾留質問手続における勾留通知先の確認資料とします。

### 3. 5 形式的記載事項等の確認

■備え付けられている「勾留状チェック表（日直用）」（以下「勾留状チェック表」という、別紙4）を活用し、形式的記載事項を中心に審査します。

勾留請求の一件記録中の主な書類には検索の便のため検察庁において略語を記載した付せんが貼付されていることが多いので、この付せんを手掛かりにチェック表記載の事項を確認する際の参考にしてください。

#### 【審査事項】

##### (1) 受付日付印

当直日付印に受付者の認印が押捺されていること及び受付時間が記載されていることを確認します。

##### (2) 制限時間の確認

逮捕状（「状」のふせん）又は現行犯人逮捕手続書（「逮手続」のふせん）における逮捕の時間及び検察官への送致手続をした時間<sup>6</sup>、勾留請求書の受付日時の記載から確認します。

制限時間は次のとおりです。

#### 【警察官が逮捕した場合】

- 逮捕の時間～検察官への送致する手続をした時間まで48時間以内
- 検察官が送致を受けた時間～勾留請求を受理した時間まで24時間以内
- 逮捕の時間～勾留請求を受理した時間まで合計して72時間以内

#### 【検察官が逮捕した場合】

- 逮捕の時間～勾留請求を受理した時間まで48時間以内

##### (3) 請求先

「木更津簡易裁判所裁判官」宛になっていることを確認します。

##### (4) 罪名

被疑事実と罪名が一致しているかどうかを確認します。

##### (5) 被疑者の氏名、年齢、職業、住居

<sup>6</sup> 「検察官への送致手続をした時間」とは、「検察庁が受理した時間」ではなく「警察が送致の手続をした時間」になりますので、注意してください。

## 【機密性 2】

身上関係書類（戸籍謄本、住民票、在籍照会等（「身」のふせん））から、被疑者の氏名、年齢（生年月日）、住居が勾留請求書と同一か確認します。住居や職業が異なる場合は、警察官面前調書等で確認します。

### (6) 被疑事実の要旨

逮捕状又は現行犯人逮捕手続書の被疑事実に記載されている事実と同一性があるかどうか確認し、内容に疑義等があれば、裁判官に相談します。

被疑事実の記載例として、「犯罪事実記載の実務」（刑法犯、特別法犯）が参考になります。

### 【その他】

#### ○ 被疑者が少年の場合

- ① 法定刑が罰金以下の犯罪の場合は、被疑者である少年が住居不定であっても勾留できず、司法警察員は直接家庭裁判所に送致しなければなりません（少年法41条）。法定刑を六法等で確認するようにしてください。
- ② 勾留請求がされたとしても、裁判官の判断により、勾留に代わる観護措置に切り替えることがあります（この場合は観護状を発付）。また、年齢の低い少年の場合、検察官において観護措置請求がなされることもあります。詳細は後記8.2を参照してください。

#### ○ 刑事訴訟法60条3項に規定する犯罪（軽犯罪法違反等）か この場合には被疑者が住居不定でないと勾留できません。

## 第4 勾留状等の作成

### 4. 1 [REDACTED] 勾留状等の作成 [REDACTED] 勾留状等を作成します。[REDACTED] 書類は次の とおりです。

- ① 勾留状
- ② 勾留質問調書
- ③ 勾留通知
- ④ 接見等禁止決定（原本1部、謄本3部、送達報告書）
- ⑤ 国選弁護人候補指名通知依頼書（FAX送信書も作成可）
- ⑥ 通訳人尋問調書
- ⑦ 通訳料請求書
- ⑧ 通訳人旅費日当請求書
- ⑨ 通訳人宣誓書
- ⑩ 立会連絡票

[REDACTED] 主な書類は、次のとおりです。書式は、  
[REDACTED] に備え置いていますので、必要に応じて使用してください。

- ① 通報の要請に関する照会・回答
- ② 身元引受書・[REDACTED]

## 【機密性 2】

### 4. 2 勾留状等の一式書類の内容確認

印刷された勾留状等の一式書類の内容を確認し、勾留請求内容につき勾留状チェック表に基づき、形式的記載事項を中心に審査します。

#### (1) 勾留状

- ① 被疑者氏名、年齢、住居、職業、罪名、勾留場所

勾留請求書の審査段階で確認した内容のとおり間違いないかを確認します。

なお、被疑者氏名に [REDACTED]

勾留状 1枚目については「上部の氏名欄」、「左下欄外の被疑者名」

勾留状 2枚目については「左下欄外の被疑者名」

- ② 有効期間

初日不算入、原則として発付日に 7 日を足した日です。なお、「勾留期間」ではなく「勾留状を執行する際の有効期間」であり、末日が休日でもその日を記載します。

- ③ 発付年月日

- ④ 裁判所名

「木更津簡易裁判所」となっていることを確認します。なお、庁印の押印は不要です。

- ⑤ 裁判官名

#### 【被疑者を写真で特定する場合】

被疑者氏名欄（勾留状欄外に記載されている括弧書きの被疑者部分 2か所を含む）に「自称 千葉太郎（別添写真の男）」等手書きする方法により特定します。通常、勾留請求の際、写真を A4 サイズでカラーコピーしたものが添付されます。この場合、勾留状は被疑事実の要旨の後に写真を添付して合綴します。

なお、勾留状以外の用紙（勾留質問調書、国選弁護人候補指名通知依頼書及び通訳料請求書等）の被疑者氏名欄には「別添写真の男」等と手書きする必要はありません（写真の添付も不要）。

#### (2) 勾留質問調書

- ① 書式は次の 2種類がありますので、間違えないように注意してください。

日本人 の被疑者用

外国人（要通訳） の被疑者用

- ② 被疑者氏名が [REDACTED] の場合は調書上部の被疑者名を [REDACTED]

#### (3) 勾留通知

- ① 郵送による勾留通知が必要な場合に使用します。

- ② 被疑者氏名が [REDACTED]

#### (4) 接見等禁止決定（請求がある場合のみ）（原本、謄本 3通、送達報告書）

- ① 書式は次の 5種類がありますので、間違えないように注意してください。

## 【機密性 2】

なお、書式は、「接見及び文書」の授受のみを禁止することとしています。物の授受については接見等禁止請求には記載されているものの、決定の対象から除外しています<sup>8</sup>。

○ 日本人の被疑者用

ア 成人用

イ 少年用

○ 外国人の被疑者用

ア 成人用

イ 少年用

○ 成人切迫少年（勾留請求日（初日算入）から 20 日以内に成人に達する少年）

の被疑者用

② 被疑者氏名が [REDACTED] の場合は、原本、謄本 3 通、交付送

達報告書の全てについて被疑者名を [REDACTED]

③ 被疑者が少年の場合

親権者は接見等禁止の対象外となるのが通常です。接見等禁止請求書から除外する者を確認し、[REDACTED]

ことになります。以下の場合は、特に留

意してください。

ア 親権者が父又は母の一方しかいない場合

親権者である一方のみが接見等禁止の対象から除外して請求されることが多いです。被疑者の戸籍から親権者を確認し、[REDACTED]

。

イ 成人切迫少年の場合

勾留期間中に、被疑者が成人に達した場合、接見等禁止の期間について、少年の間は家庭裁判所送致に至るまで、成人に達した日以降は公訴提起に至るまでと終期が異なることに留意する必要があります。[REDACTED]

「家庭裁判所への送致に至るまでの間（ただし、被疑者が家庭裁判所に送致されることなく成人に達したときは、公訴の提起に至るまでの間）禁止する」

なお、成人切迫少年が外国人の場合は、[REDACTED]

『～被疑者と同法 39 条 1 項に規定する者以外の者（「ただし、」）の次に「〇〇国領事官、」を加えてください。

④ 不在者投票に関する文書

各種選挙の告示後、不在者投票を行うために必要な選挙管理委員会との文書については、検察官が接見等禁止請求を行う際に除外対象としてきます。請求書の記載内容を確認の上、接見等禁止決定の末尾に以下の文書を追記することが考えられます。裁判官と相談の上、処理してください。[REDACTED]

。

<sup>8</sup> 物の授受も禁止した場合、被疑者が面会者から金銭の差し入れを受ける際には、接見等禁止一部解除を行う必要があることから、当庁では通常このような決定をしていますが、裁判官から異なる指示があった場合には、別途検討が必要になります。

## 【機密性 2】

(例)

ただし、●年●月●日実施の●●●選挙の不在者投票を行うために必要な選挙管理委員会委員との文書の授受を除く。

### (5) 国選弁護人候補指名通知依頼書（被疑者国選弁護人請求がある場合のみ）

国選弁護人候補指名通知依頼書は勾留状発付後に法テラスにFAX送信する書類ですが、この段階で [REDACTED] 作成します。

以下の書類を作成 [REDACTED] します。

ア ファクシミリ送信書

イ 国選弁護人候補指名通知依頼書（別紙5）

国選請求書備考欄5「他事件での国選弁護人の選任の有無」に記載があった場合、依頼書備考欄にその旨を記載してください（なお、既に被疑者国選弁護人として選任されていたものの、当該事件について釈放された場合には、弁護人選任の効力は失われますが、当該弁護士を法テラスにおいて、国選弁護人候補者として指名通知される場合もあります）。

「通知回答期限」は2日後 [REDACTED] としてください。なお、回答期限日が休日であっても差し支えありません。

被疑者が感染症等に罹患している旨の情報は、被疑者の身上に関する内容であり、通常は記載するのは相当ではありません。判断に迷う場合には、裁判官に相談してください。

※ 被疑者氏名が [REDACTED]

## 4. 3 起案した勾留状等の裁判官への提出

### (1) 裁判官用

勾留請求事件の一件記録に、

- ① 勾留状
- ② 勾留通知先連絡表
- ③ 勾留状チェック表
- ④ (請求有) 接見等禁止請求書・接見等禁止決定原本
- ⑤ (被疑者国選弁護人請求有)

国選チェック表、国選請求書・ファクシミリ送信書・国選弁護人候補指名通知依頼書

を挟み込み、裁判官に提出します。

### (2) 書記官手持ち用書面

- ① 手控え用の勾留請求書（写）、被疑事実の要旨（写）、勾留通知先連絡表（写）
- ② 勾留質問調書
- ③ (請求有) 接見等禁止決定臘本用の用紙3通・送達報告書
- ④ 勾留通知

を事件ごとにクリアファイルに入れておきます。

## 4. 4 被疑者の身柄呼出し

あらかじめ勾留質問を実施する順番を決めておきます。基本的には、[REDACTED]

## 【機密性 2】

ただし、被疑者の体調言動等に配慮を要する旨の情報が検察庁等より寄せられた場合には、裁判官と相談の上、実施順序の変更等を検討してください。

裁判官から勾留質問を開始するので、被疑者の身柄を連れてくるよう指示があつた場合、留置管理課（検察庁の代表電話 [REDACTED] に連絡して電話を回してもらう）に連絡します。被疑者が複数名の場合には、勾留質問を実施する順番も伝えます<sup>9</sup>。

なお、被疑者は、[REDACTED]

。

### 4. 5 勾留質問直前の準備

#### (1) 記録受領及び裁判官への確認

裁判官が検討を終えたら記録を受け取ります（裁判官によつては、直接勾留質問室に持参される方もいます）。

勾留請求、接見等禁止請求を却下する見込みがある事件が含まれるかどうか、裁判官に確認します。

#### (2) 持参する書類等の確認

待ち時間の間に勾留質問に持参する物を確認します。持参する物は次のとおりです。

- ① 一件記録（勾留状等の勾留関係書類含む）
- ② 勾留通知先連絡表
- ③ 勾留質問調書
- ④ 筆記用具（ペン、シャーペン（えんぴつ））
- ⑤ 印鑑
- ⑥ （接見禁止等決定を被疑者の面前で行う場合）  
接見等禁止決定膳本用の用紙、交付送達報告書、職印<sup>10</sup>
- ⑦ （勾留請求を却下する見込みがある場合）  
[REDACTED]

## 第5 勾留質問

### 5. 1 勾留質問室への移動等

勾留質問室への移動経路については、概略は次のとおりです。

#### (1) 被疑者到着

<sup>9</sup> 連絡してから5分以内に身柄が到着するのが通常です。時間を指定してもそれより早く到着することが多いので、裁判官から開始時間の指定があつた場合、指定時間の5分前に連絡するのが確実です。

<sup>10</sup> 接見等禁止決定を被疑者の面前で行うかどうかは、事案や裁判官により異なりますので、事前に裁判官に確認してください。被疑者の面前で接見等禁止決定を行わない場合については、後記5. 2「勾留質問（共通処理）」(7)(2)参照。

## 【機密性 2】

被疑者が到着すると、裁判所のインターホンが鳴りますので、[REDACTED] 様子を確認後、[REDACTED] 解錠し、被疑者を裁判所内に入れてもらいます。

### (2) 裁判官への連絡

裁判官に身柄到着の旨を電話連絡します。

### (3) 勾留質問室への移動

記録等を持参した上で勾留質問室へ行きます。勾留質問室内には裁判官と一緒に入ります。

### (4) 勾留質問室の準備等

勾留質問室に入ったら、勾留質問室の使用中ランプを付け、廊下側のドアの鍵 [REDACTED] を閉めます。また、被疑者入口側のドアは勾留質問手続開始まで施錠しておきます。

なお、もう [REDACTED] 名の日直員は、勾留質問を行っている間、日直室又は1階書記官室で非常時等に備えて待機します。

## 5. 2 勾留質問（共通処理）

### (1) 留意点

- ① 押送職員は小窓から勾留質問室の様子を伺っており、裁判官又は書記官が合図をして、被疑者入口側のドアの鍵を開けると、中に入ってきます。
- ② 押送担当者が被疑者の手錠を外し、勾留質問室を退室したら勾留質問を始めます。
- ③ 勾留質問室内では、朱肉、印箱等の凶器になりうる物は被疑者の席から遠ざけておきます。
- ④ 黙秘権と弁護人選任権の告知及び選任に係る事項の教示がされたかは書記官としても意識してください。  
※ 黙秘権の告知は被疑者の陳述を聞く前に必ずされております。  
※ 弁護人選任権の告知及び選任に係る事項の教示は被疑者の陳述の前後いずれでも差し支えありません。  
※ 千葉地簡裁では、弁護人選任の有無に関わらず、勾留質問をする際には、一律に、弁護人選任権を告知することに加え、弁護士、弁護士法人又は弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出ができる旨及びその申出先を教示しておりますが、当庁では裁判官によっては、私選弁護人が既に選任されている場合には、弁護人選任権の告知等を行わない場合もあります<sup>11</sup>。
- ⑤ 勾留質問手続終了時も、合図をすると押送職員が中に入ってきます。
- ⑥ 緊急事態（被疑者が自傷他害行為等に及ぶおそれがあるとき）

[REDACTED] 警察官が勾留質問室の中に入ってきます。裁判官と連携の上、状況を説明し、事態の收拾にあたります。

なお、緊急事態発生時は、できるだけ速やかに、地家裁庶務課長等に報告してください。

<sup>11</sup> 勾留質問調書の訂正方法としては、「裁判官は、弁護人を選任することができる旨及び貧困・・・選任の申出をしていなければならぬ旨を教示し」部分を書記官の認印で削除訂正することが考えられます。

## 【機密性 2】

### (2) 勾留質問調書

記載内容は基本的に要旨の記載で足ります。

#### ① 人定事項欄

勾留請求書記載の人定事項を引用することになりますが、被疑者が勾留請求書の記載と違う陳述をした場合は、その陳述内容を調書に記載します。

##### 【記載例】

勾留請求書には職業が無職であるが勾留質問時に会社員と述べた場合

勾留請求書記載のとおり

ただし、職業は「会社員」と述べた。

なお、被疑者が人定質問においても黙秘した場合には、以下のような記載が考えられます。

① 被疑者は、裁判官の人定質問に答えないで、裁判官は、勾留請求書添付の写真と被疑者として出頭した物の容貌を照合し、同一人物であることを確認した。

② 裁判官は、看守に対し、被疑者の特定を促したところ、看守が被疑者として出頭した者が、逮捕番号●●署▲号の者である旨告げたので、裁判官は、本件勾留請求書記載事項と照合し、被疑者として出頭した者が請求書記載の人物と同一人物であることを確認した。

#### ② 被疑事実の要旨欄

裁判官が被疑事実の要旨を告げた後、被疑者が述べた内容を調書に記載する必要があります。基本的な記載事項は以下のとおりですが、被疑者が供述した内容を直ちに調書に記載するのではなく、裁判官と連携を十分に図って調書に記載すべき内容をよく確認する必要があります。

##### ア 被疑者が「間違いありません」と述べた場合

(被疑事実の要旨の事実が分かれていない場合)

勾留質問室備付けの「事実は、そのとおり間違いありません。」のゴム印を押します。

##### 【記載例】

事実は、そのとおり間違いありません。

##### イ 被疑者が「間違いありません」と述べた場合

(被疑事実の要旨の事実が、第1、第2と分かれている場合)

##### 【記載例】

事実は、いずれもそのとおり間違いありません。

##### ウ 被疑者が「検察庁で述べたとおりです。」と述べた場合

勾留質問室備付けの「事実は、検察庁で申し述べたとおりです。」のゴム印を押します。

##### 【記載例】

事実は、検察庁で述べたとおりです。

##### エ 被疑者が黙秘している場合

「黙秘」又は「黙して語らず」と記載します。

##### オ 被疑者の陳述内容が被疑事実の要旨欄に書き切れない場合

## 【機密性 2】

別紙引用する形で処理します。別紙に被疑者の陳述を記載して勾留質問調書と合てつし、書記官の認印で契印します。別紙は、勾留質問室に備え付けのA4の白紙用紙を使用してください。

### 【記載例】

#### 別紙記載のとおり

##### ③ 勾留通知先欄

勾留通知先は、①被疑者に弁護人がいる場合は弁護人、②弁護人がいない場合は被疑者の配偶者、直系親族等1人、③上記①②がいないときは被疑者が指定する者1人に通知することになります（刑訴規則79）。

被疑者が通知を不要と述べた場合、又は通知したい人はいるが連絡先が分からないと述べた場合は、通知は不要です<sup>12</sup>。

##### ア 被疑者が同居の家族を勾留通知先に指定した場合

#### 【記載例】

勾留通知先は 母 千葉冬子（ちばふゆこ）住居地と同じ

電話 043-0000-0000

##### イ 被疑者が勾留通知を不要と述べた場合

勾留質問室備付けの「必要ありません。」のゴム印を利用します。

#### 【記載例】

勾留通知先は 必要ありません。

##### ウ 被疑者が勾留通知してもらいたい人の連絡先がわからないと述べた場合

#### 【記載例】

勾留通知先は通知してもらいたい人がいますが、連絡先がわかりません。

##### エ 被疑者に弁護人がいる場合

被疑者に弁護人がいるかどうかは、勾留請求書にその旨の記載があるかどうか（勾留請求書2枚目の「4 被疑者に弁護人があるときは、その氏名」欄を確認します。），一件記録中に弁護人選任届が添付されているかどうかから確認します。

なお、弁護人がいるにもかかわらず勾留通知先連絡表には被疑者の家族を通知先とする旨が記載されていることがあります、この場合は裁判官において、弁護人を勾留通知先とする旨を被疑者に説明することになります。

#### 【記載例】

勾留通知先は 弁護人 佐倉一郎

##### ④ 私選弁護人選任の申出があった場合

勾留質問において、裁判官が弁護士や弁護士会等を指定して弁護人の選任を申し出ることができる旨及び申出先を教示した際（刑訴法207条3項等），被疑者から申出があった場合、勾留通知先欄に以下のとおり記載します<sup>13</sup>。

##### ア 千葉県弁護士会を指定した場合

<sup>12</sup> 携帯電話を確認しないと正確な連絡先が不明である等と申し述べられた場合は、弁護人に相談するよう教示することも考えられます。

<sup>13</sup> 被疑者又は被疑者の親族等が心当たりのある弁護士について、「私選弁護人として直接選任する」場合には、勾留質問調書への記載及び弁護士会などへの連絡をする必要はありません。

## 【機密性 2】

「裁判官の面前で私選弁護人選任申出をした。」とのゴム印を押し、続けて、「(千葉県弁護士会)」と手書きする。

### イ 千葉県弁護士会以外の弁護士会を指定した場合（例：第一東京弁護士会）

「裁判官の面前で私選弁護人選任申出をした。」とのゴム印を押し、続けて、「(第一東京弁護士会)」と手書きする。

### ウ 弁護士法人を指定した場合（例：弁護士法人 [REDACTED]）

「裁判官の面前で私選弁護人選任申出をした。」とのゴム印を押し、続けて、「(弁護士法人 [REDACTED])」と手書きする。

### エ 千葉県弁護士会所属の特定の弁護士を指定した場合（例：千葉太郎弁護士）

「裁判官の面前で私選弁護人選任申出をした。」とのゴム印を押し、続けて、「(千葉太郎弁護士(千葉県弁護士会))」と手書きする。

### オ 千葉県弁護士会以外の弁護士会所属の特定の弁護士を指定した場合（例：札幌弁護士会の札幌太郎弁護士）

「裁判官の面前で私選弁護人選任申出をした。」とのゴム印を押し、続けて、「(札幌太郎弁護士(札幌弁護士会))」と手書きする。

### カ 指定した弁護士の名字しか分からぬ場合（例：千葉県弁護士会の千葉弁護士）

「裁判官の面前で私選弁護人選任申出をした。」とのゴム印を押し、続けて、「(千葉弁護士(千葉県弁護士会))」と手書きする。

### キ 指定した弁護士の漢字が分からぬ場合（例：東京の弁護士会のとうきょうたろう弁護士）

「裁判官の面前で私選弁護人選任申出をした。」とのゴム印を押し、続けて、「(東京にある弁護士会のとうきょうたろう弁護士)」と手書きする。

### ⑤ 国選弁護人選任請求を撤回する場合

勾留通知先の記載部分の余白等に「国選弁護人請求は撤回します」とゴム印を押捺します。

### (3) 勾留質問調書の読み聞かせ

裁判官の質問が終わったら、書記官は被疑者に対し調書内容の読み聞かせをします。読み聞かせ内容は、原則として、人定事項・被疑事実に対する陳述・勾留通知先で足ります。一般的な読み聞かせ例は次のとおりです。

#### 【読み聞かせ例】

内容を記載した調書を読み上げますので、その内容に間違いがないかどうか、聞いていてください。

氏名、年齢、住居、職業は勾留請求書に記載され、先ほど裁判官が確認した内容と同じということが書いてあります。

裁判官から読み聞かされた被疑事実の要旨に対するあなたの陳述は、「事実はそのとおり間違ひありません。」ということでした。

勾留された場合の通知先は、同居しているお母さんである千葉冬子さん、電話番号は、043-000-0000でした。

この内容で間違いないですか。間違いなければ、調書に署名をして、左手の人差し指で指印をしてください。

### (4) 勾留質問調書への被疑者の署名・指印

## 【機密性 2】

- ① 調書の読み聞かせ後、被疑者の署名・指印をもらいます。
- ② 指印は、原則として、左手の人差し指でさせます。ただし、負傷、欠損等の場合には、右手人差し指、それも不可能な場合は、その他の指の順にさせます。調書の書き方は次の記載例を参考にしてください。指印後、質問室内のティッシュでふき取るように指示します。

### ◆ 通常の署名・指印

#### 【記載例】

以上のとおり読み聞かせたところ、相違ない旨申立て署名指印をした。

被疑者 千葉 健 (印)

### ◆ 署名・指印拒否

#### 【記載例】

以上のとおり読み聞かせたところ、相違ない旨申立てたが、署名指印は拒否した。

被疑者

### ◆ 黙秘

#### 【記載例】

以上のとおり読み聞かせ、相違ないか確認したが黙秘し、署名指印を拒否した。

被疑者

### ◆ 署名・指印不能

#### 【記載例】

以上のとおり読み聞かせたところ、相違ない旨申立てたが、体の震えのため署名指印できないと申し立てたので、署名指印をさせなかった。

被疑者

### ◆ 指の負傷

#### 【記載例】

以上のとおり読み聞かせたところ、相違ない旨申立て、署名し、左手人差し指を負傷しているため右手人差し指で指印した。

被疑者 千葉 健 (印)

### ◆ 指の欠損

#### 【記載例】

以上のとおり読み聞かせたところ、相違ない旨申立て、署名し、左手人差し指欠損のため右手人差し指で指印をした。

被疑者 千葉 健 (印)

### ◆ 筆談

(被疑者の耳が聞こえず口も利けないため書面で質問して書面で答えさせた場合)

#### 【記載例】

以上のとおり閲覧させたところ、相違ない旨答え、署名指印をした。

被疑者 千葉 健 (印)

## (5) 勾留通知付記欄

勾留質問終了後、通知手続内容に応じて、付記を行います。具体的な付記に関する記載は、後記6. 3を参照してください。

## (6) 裁判官決裁

## 【機密性 2】

勾留質問終了後、以下の書類に裁判官から押印を受けます。

裁判官が押印する時期は、裁判官や事件によって異なりますが、勾留質問室において、接見等禁止決定謄本を被疑者に交付送達する場合には、（被疑者が勾留されていることが前提となるため）交付送達を行う前に、勾留質問室において、裁判官が勾留状に押印する必要がある点に注意が必要です。

- ① 勾留状の裁判官印、契印（頁と頁の間、写真と台紙の間）、訂正印
- ② 勾留質問調書の認印
- ③ 接見等禁止決定の裁判官印

### (7) 接見等禁止決定

接見等禁止決定「謄本」は「原本」の存在があることを前提としています。裁判官が決定「原本」に押印して原本が完成するより前に、謄本を作成することのないようにする必要があります。

裁判官と連携を図り、裁判官が決定原本に押印したことを確認するようにしてください。

- ① 裁判官が接見等禁止決定原本に押印したら、次のとおり処理します。
  - ア 決定謄本 1通に職印を押印します。
  - イ 被疑者に対し接見等禁止決定謄本（1通）を交付します。
  - ウ 交付送達報告書の受領者欄に被疑者の署名・指印（左手人差し指）を受けます<sup>14</sup>。

エ 交付送達報告書に交付時刻を記載し、書記官名部分に職印を押捺します。

- ② 被疑者が受領拒否をした場合、又は勾留質問時に接見等禁止決定がなされなかつた場合

勾留質問室では、被疑者に決定謄本を交付しません。

この場合は翌開庁日に、刑事係において、被疑者が勾留されている施設宛てに決定謄本を送達することになるので、決定謄本 1通を引き継いでください。

### (8) 被疑者の退室

質問手続終了後、裁判官が指示をしたら、前室で待機している警察官に入室を促します。警察官が入室した際、指印をふき取ったティッシュをゴミ箱に捨てさせます。なお、被疑者が退室するまで、被疑者の動向等を監視しておいてください。

## 5. 3 勾留質問（被疑者国選弁護人、当番弁護士、私選弁護人選任申出の各処理）

### (1) 被疑者国選弁護人

- ① 勾留質問前に国選請求書を提出し、請求を維持した場合

勾留質問終了後、勾留状が発付されたら、国選チェック表に従い、国選弁護人候補指名通知依頼の手続へ移ります。

- ② 勾留質問前に国選請求書を提出せず、勾留質問時にも請求しなかった場合  
手続不要。

- ③ 勾留質問前に国選請求書を提出しなかつたが、勾留質問時に請求する旨述べた場合

<sup>14</sup> 決定謄本交付送達のタイミングは、裁判官の指示にもよりますが、①勾留質問調書と交付送達報告書への署名、②勾留質問調書と交付送達報告書への指印の順に行うと、被疑者が指印したあとでティッシュで指を拭く作業を一度行うことができるので、スムーズにできます。

## 【機密性 2】

- ア 勾留質問室備付けの国選請求書に記載させ、署名指印を受けます。
- イ 勾留質問終了後、勾留状が発付されたら、「②上訴申立書等記録簿（被疑者国選用）」で受付手続をし、国選チェック表に従い、国選弁護人候補指名通知依頼の手続へ移ります。
- (4) 勾留質問前に国選請求書を提出していたが、勾留質問時に請求を撤回する旨述べた場合
- ア 勾留質問調書の余白（勾留通知先の記載部分の余白等）に「国選弁護人請求は撤回します」と記載します。
- イ 国選請求書の上部余白に「勾留質問時撤回 裁判所書記官印」と記載し、書記官が認印します。
- ウ 「②上訴申立書等記録簿（被疑者国選用）」の当該番号欄の余白に「撤回」と記載します。
- エ チェック表の13「イ 勾留質問時に撤回」にチェックします。
- (2) 当番弁護士
- ① 勾留質問時に被疑者から当番弁護士の申出があった場合、勾留状の発付後、手続を進めます（後記6. 6「当番弁護士の通知」参照）。
- ② 勾留質問調書の勾留通知欄に当番弁護士を希望する旨を記載します。
- (3) 私選弁護人選任申出
- ① 勾留質問時に被疑者から私選弁護人選任の申出があった場合、勾留状の発付後、手続を進めます（後記6. 7「私選弁護人選任申出の処理」参照）。
- ② 勾留質問調書の適宜な箇所に私選弁護人選任申出を希望する旨を記載します。

## 5. 4 勾留質問（勾留請求却下、接見等禁止請求却下）

勾留質問の結果、勾留請求又は接見等禁止請求を却下する場合の手続は以下のとおりです。なお、勾留請求却下の場合、被疑者国選弁護人選任請求の取扱いについては、6. 2(6)を参照してください。

### (1) [ ] の記載等

4. 5で裁判官から勾留請求を却下する見込みがある旨の連絡を受けたら、  
[ ]

### (2) 裁判官の決裁

勾留質問終了後、勾留請求却下の場合は、勾留請求書（接見等禁止請求却下の場合は、接見等禁止請求書）の上部に刑事係備付けのゴム印を押して請求却下の裁判書を作成し、裁判官の押印を受けます。

#### 【記載例】

本件請求を却下する。

理由 必要性なし

令和 年 月 日

木更津簡易裁判所

裁判官 ● ● ● ●

## 【機密性 2】

### 【理由具体例】

「必要性なし」 「嫌疑不十分」 「理由なし」 「逮捕手続違法」

#### (3) 却下後の処理

##### ① 勾留請求却下の場合

勾留状は不要です。勾留質問調書のみ作成します。

##### ② 接見等禁止請求却下の場合

接見等禁止決定原本、同賛本3通、送達報告書は不要です。

## 第6 勾留質問終了後の処理

勾留質問終了後、以下の作業が終了したら、できるだけ速やかに事件記録を検察庁に引き継いでください。該当作業以外は、検察庁への記録引継後でも可能なものです。

### 【検察庁への記録引継前に行う作業】

6. 1, 6. 2(1)(2), 6. 3, 6. 4

#### 6. 1 勾留質問終了後のチェック

##### (1) 勾留状のチェック

① 勾留状チェック表を用いて、事務官等が確認事項をチェックします。

② 被疑者氏名を手書きした場合、勾留状1枚目上部の氏名欄のみならず、勾留状1枚目左下欄外の被疑者名、勾留状2枚目左下欄外の被疑者名も手書きしてあるかどうか確認してください。

③ 別添写真がある場合、写真と台紙との間に2か所契印が押されていることを確認してください。

##### (2) 勾留質問調書のチェック

① 裁判官の認印、書記官の認印の押印・訂正印・勾留通知印の漏れがないかどうか確認してください。

② 勾留通知先の住所が被疑者の住居と異なったり、勾留通知先連絡表記載のものと異なる場合には、勾留質問調書のコピーを取っておくと便利です。

③ 当番弁護士や私選弁護人選任の申し出があった場合、その旨の記載のある勾留質問調書のコピーを取っておくと便利です。

##### (3) 接見等禁止決定のチェック（請求がある場合）

① 決定原本に裁判官の認印・訂正印の漏れがないかどうか確認してください。

② 被疑者宛の交付送達報告書に職印の押印・訂正印、送達時刻の漏れがないかどうか確認してください。

③ 原本下部付記文言の「即日検察庁に賛本送付済 裁判所書記官」に書記官の認印を押してください。この認印は勾留質問立会書記官以外の書記官の認印でも構いません。

#### 6. 2 被疑者国選選任事件の処理

被疑者国選弁護人選任手続は、裁判所から、法テラス千葉地方事務所（以下「法テラス」という）に指名通知依頼を行ってから、候補者指名通知書が送信されるまでの間に一定の時間を要します。被疑者の権利保障等の観点からも、勾留質問終了後、できるだけ速やかに手続を行う必要があります。

## 【機密性 2】

なお、裁判所から午後4時までに法テラスに通知依頼したものについては、日直時間帯(午後5時まで)に指名通知がなされることになっています。

### (1) 勾留状コピー

勾留状チェック後、勾留状のコピーを取ります(ホチキスは外さないこと)。

※ コピーした勾留状中、被疑事実の要旨の右上余白に被疑者名をペンで記載します。

### (2) ファクシミリ送信

法テラス [REDACTED] に電話をして、「木更津簡易裁判所の日直ですが、被疑者国選の指名通知依頼●件を送信します」と伝え、以下の書類をファクシミリで送信します。

※ 日直では千葉地方事務所以外の法テラスに連絡することはありません。東京事務所等他の事務所に連絡することのないようにしてください。

※ 複合機の利用手順

[REDACTED]

ア ファクシミリ送信書

イ 国選弁護人候補者指名通知依頼書

ウ 勾留状の写し

### (3) 法テラスからの回答

法テラスから電話で連絡があり、以下の書類がファックスで送信されます(複合機の用紙切れに注意してください)。

ア ファクシミリ送信書(休日用)兼受領書

イ 国選弁護人候補指名通知書

### (4) 国選弁護人選任書作成

上記(3)アイの書類に当直受付印を押捺(※ 押捺漏れに注意!)し、[REDACTED]

以下の書類を作成し、アの選任書原本に裁判官の決裁をもらいます

[REDACTED]。

ア 国選弁護人選任書

イ 国選弁護人選任書写し

ウ 請書

エ 国選弁護人選任通知書(検察官、被疑者、法テラス)

### (5) 通知手続

(4)アの決裁終了後、通知手続を行います。なお、同エの通知書は、職印を押捺した上で通知手続を行います。なお、通知を了した通知先については、国選弁護人選任書写しの通知欄にその旨を付記してください。

FAX送信時は、日直員同士で送付書類及び宛先を相互に確認しあい、誤送信等がないように留意してください。

ア 弁護人

国選弁護人選任書原本(裁判官の押印があるもの)及び請書を以下の方法により、普通郵便で送付します。なお、木更津市内に事務所がある弁護士に対しては、原則として、翌開庁日に窓口での交付を依頼しますので、刑事係に引き継いでください。

## 【機密性 2】

- ① [REDACTED] 「郵便切手使用簿（時間外発送）」に所要事項を記載し、取扱者印欄に押印します。
- ② 「郵便切手補助簿」の概要欄に所要事項を記載し、受領印欄に押印します。
- ③ 封筒に郵便切手を貼付し、当日中に郵便ポストに投函します。

### イ 被疑者

被疑者が勾留されている警察署に事前連絡した上で、被疑者宛の国選弁護人選任通知書1通をFAX送信します。なお、FAX送信手続は、[REDACTED]

誤送信を防止するためには、警察署に架電した際には、まず最初に被疑者名を伝えて被疑者の所在を確認してください。また、通知書の余白に鉛筆書きで、例えば、木更津警察署勾留中の被疑者は「木更津」と鉛筆書きしておくと、送信時に送付先を誤ることの防止に役立ちます。

### ウ 法テラス

被疑者の国選弁護人選任通知書●件を送信する旨を伝えて、法テラス宛の国選弁護人選任通知書1通及び(3)アのファクシミリ送信書（休日用）兼受領書をFAX送信します。なお、法テラスからは受領に関する電話等の連絡は通常ありません。

### エ 檢察庁

勾留処理が終了すると検察庁は通常職員が退庁するため、国選弁護人選任手続を行った段階では職員が在庁していないことが多いです。検察庁宛の通知書は刑事係に引き継いで差し支えありません。

ただし、翌日が日曜日等の場合で、翌日も勾留請求が予定されている場合には、検察庁の職員への通知が可能となるので、日直日誌に付せんを貼る等して通知事務を引き継いでください（検察庁への通知方法は、後記6. 5(1)のとおり）。

## (6) 却下

### ア 勾留請求却下の場合

①勾留質問の際に裁判官から被疑者に対して選任請求を撤回させる場合、②撤回させずに検察官からの準抗告の申立の有無等に応じて処理する場合があります。別紙8を参考にして、裁判官の指示に応じて処理してください。

### イ ①私選弁護人が選任されている場合又は②不受任通知書が添付されていない国選請求書2(2)による請求がなされ勾留質問において撤回しなかった場合

選任請求を却下する旨を裁判官から伝えられたときは、却下命令書[REDACTED]を作成し、裁判官の押印を受けます。被疑者宛には却下命令副本を送達しますが、送達事務は刑事係において行います。

## (7) 選任手続に関する引継

当庁では日直時間帯では、事例は少ないですが、法テラスからの指名通知が日直時間帯までになされなかった場合、以下のように取り扱います。

指名通知がなされたにも関わらず、裁判官が不在等の理由により、国選弁護人の選任懈怠がないよう、午後4時以降に国選弁護人選任手続を行う場合には、当庁が行う指名通知依頼及び選任状況について、裁判官及び法テラスと認識を共有してください。

### ア 翌日が平日のとき

引継箱に入れて、刑事係に引き継ぎます（刑事係において選任手続を行います）。

## 【機密性 2】

### イ 翌日が休日のとき

地裁本庁の宿直に連絡をして、国選弁護人選任請求事件に係る一件記録全部（チェック表、国選請求書、勾留状写し）を、[REDACTED]「被疑者国選手続に関する引継書兼ファクシミリ送信書」を利用して、本庁刑事訟廷にファクシミリ送信します。なお、翌日に勾留請求が予定されている場合でも同様です。

一件記録原本は、刑事係に引き継ぎます。

### (8) 後出し請求

勾留状発付後、留置施設に戻った被疑者から国選弁護人請求がなされることがあります（いわゆる「後出し請求」）が、当該請求の処理は全て千葉地方裁判所本庁で行います。

当庁で処理する事務はありませんが、本庁の日直から後出し請求でなされた国選弁護人選任請求の事件番号等に関する照会がなされることがあります。[REDACTED]

[REDACTED]を行って参照してください。

なお、仮に警察署から国選請求書がFAX送信された場合には、当該警察署に連絡の上、地裁本庁に提出し直すよう指示してください。

## 6. 3 勾留通知

### (1) 電話による勾留通知

ア 被疑者が希望した勾留通知先に電話番号がある場合、通知先に電話し、まず通知先の相手本人かどうかを確認し、そのあとで裁判所名と名前を名乗ります（本人の確認ができるまで裁判所名等は名乗らず自分の名前だけを名乗ります。）。

イ 留守番電話への吹き込みは絶対にしないでください。通知の内容は、勾留通知に書かれている内容のみ行い、それ以外のことは言わないようにします。

電話をすると、相手から色々と聞かれたり、愚痴を言われたりすることがあります。が、基本的には、通知事項を連絡したら、今後のことは勾留先の警察署に確認するようにと伝えてください。

### ウ 【電話での勾留通知例（被疑者：千葉健、被通知者：千葉太郎）】

「千葉さんのお宅でしょうか。私は●（自分の名字）と申します。健さんのことで御連絡したいことがあるのですが、お父様である太郎さんは御在宅でしょうか。」

ここで相手が確認できたら、通知内容を伝えます。

もし通知の相手方が不在の場合は、原則として電話を切れます。

「私は木更津簡易裁判所の書記官の●と申します。」

被通知者が裁判所からの電話であることを正しく認識できなかつたり、突然の裁判所からの電話で慌てる人もいるので、上手に丁寧に話すことを心掛けてください。

「健さんが逮捕されて●●警察署にいることは御存じですか。」

逮捕されたことを知っている場合（大体知っていることが多い）、次の要件に入る。仮に知らない場合は、ごく簡単に事情を話す（「盗みをしたという疑いで」「覚せい剤を使用したという疑いで」等）。

「本日裁判所で勾留質問を行い、今日から原則として10日間、引き続き●●警察署に健さんの身柄が拘束されることになりました。健さんから、お父様である

## 【機密性 2】

太郎さんに連絡してもらいたいとの要望がありましたので、御連絡させていただきました。

なお、今後のことについては、●●警察署にお問い合わせください。」

接見等禁止決定が出ている場合、その決定内容も伝えます。

「なお、健さんには接見禁止決定がなされており、面会文書のやり取りは基本的に弁護士しかできませんので、併せて御連絡します。」

### 【多い質問に対する回答例】

◆ どうやったら面会できますか。

→ (接見等禁止決定がない場合)

留置されている●●警察署に連絡してお聞きください。

→ (接見等禁止決定がある場合)

面会や文書のやり取りは基本的に弁護士しかできませんので、御了解ください。ただし、差し入れはできる場合もあるので、もしられる場合には、●●警察署に連絡して確認してください。

※ 親権者である父母が接見の禁止除外対象となっている少年事案等の例外があるので、除外対象となっている人（父母いずれか一方の場合有）を正確に把握するよう留意してください。

◆ 10日後には出られますか。

→ 今の段階では分かりませんが、事案によってはさらに10日の範囲で勾留期間が延長されることがあります。

◆ 弁護士はつくのですか。

→ (被疑者国選弁護人推薦依頼を行う場合) 本人が国選弁護人の選任請求をしており、選任手続を行っています。選任後、近日中に国選弁護人が被疑者の留置施設に面会に行くと思います。

### エ 勾留質問調書への付記

勾留質問調書末尾の「即日勾留通知手続（電話・郵便・不能）」の「電話」を丸で囲み、「同日同序 裁判所書記官」の書記官欄に認印を押印します。

### (2) 郵便による勾留通知

#### ア 通知方法等

電話番号も分かっている場合、まず電話で通知を試みます。

電話がつながらない場合（留守番電話は不可）、又は住所のみ判明している場合、勾留通知を普通郵便で郵送します。

① 勾留通知に所要事項を記載し、書記官名下に職印を押印します。

② [REDACTED] 「郵便切手使用簿（時間外発送）」に所要事項を記載し、取扱者印欄に押印します。

③ 「郵便切手補助簿」の概要欄に所要事項を記載し、受領印欄に押印します。

④ [REDACTED]

⑤ [REDACTED]

※ [REDACTED]

⑥ 当日中に郵便ポストに投函します。

### イ 勾留質問調書への付記

## 【機密性 2】

### ① 郵便で通知する場合

勾留質問調書末尾の「即日勾留通知手続（電話・郵便・不能）」の「郵便」を丸で囲み、「同日同庁 裁判所書記官」の書記官欄に認印を押印します。

### ② 電話で連絡がつかず、通知先の住所が不明の場合

勾留質問調書末尾の「即日勾留通知手続（電話・郵便・不能）」の「不能」を丸で囲み、「同日同庁 裁判所書記官」の書記官欄に認印を押印します。

### ③ 通知が不要の場合

勾留質問調書末尾の勾留通知手続に関する押印は必要ありません。また、この通知付記を削除する必要もありません。

6. 4 [REDACTED]

[REDACTED]

## 6. 5 検察庁への記録引継ぎ

### (1) 「事件関係送付一覧」の作成

勾留状、接見等禁止決定副本、一件記録、国選弁護人選任通知書（前日処理分）等の書類を検察庁に引き継ぐ際には、[REDACTED] 「事件関係送付一覧」を作成します。[REDACTED]。

決定内容ごとに、(2)ないし(4)の書類等を検察庁職員に引き継ぎ、同職員の受領印を受けた「事件関係送付一覧」は、クリアファイルに入れて、刑事係に引き継いでください。

### (2) 勾留決定、接見等禁止決定の場合

一件記録に以下の書類を挟み込みます。

① 勾留状

② 勾留質問調書

③ 接見等禁止決定副本 2通

### (3) 勾留請求却下決定の場合

一件記録に以下の書類を挟み込みます。

① 勾留質問調書

② 被疑者の[REDACTED]及び身柄引受書（作成している場合）

③ 勾留に対する弁護人の意見書等（有の場合）

※ 上記②及び③の書類には裁判所の受付印を押捺してください。なお、[REDACTED]

[REDACTED] 事件関係送付一覧の備考欄に「弁護人提出の意見書有」「[REDACTED] 及び身柄引受書有」等と記載します。

※ 勾留請求書に却下のゴム印、決裁印等の漏れがないかを確認します。

### (4) 接見等禁止請求のみ却下決定の場合

一件記録に以下の書類を挟み込みます。

① 勾留状

② 勾留質問調書

③ 接見等禁止請求書

※ 接見等禁止請求書に却下のゴム印、決裁印等の漏れがないかを確認します。

## 【機密性 2】

### 6. 6 当番弁護士の通知

当番弁護士の申し出があった場合、検察庁に記録を引き継いだ後に、日直室備置きの「③被疑者弁護人選任申出通知簿」冒頭部分記載の方法により、勾留請求書写し等を利用して当番弁護士の通知手続をします。

#### (1) 弁護士会宛電話連絡

千葉県弁護士会宛てに電話し、当番弁護士依頼の留守電を吹き込みます。

#### (2) 帳簿への記載等

留守番電話吹込後、「③被疑者弁護人選任申出通知簿」に所要事項を記載し、取扱者印欄に認印します。

#### (3) 勾留状チェック表への記載

勾留状チェック表末尾の「当番弁護士制度利用」のチェック欄に記入します。

### 6. 7 私選弁護人選任申出の処理

私選弁護人選任の申し出があった場合、[REDACTED] 「③被疑者弁護人選任申出通知簿」冒頭部分記載の方法により、勾留請求書写し等を利用して私選弁護人選任申出に関する通知手続をします。

#### (1) 弁護士会宛電話連絡

① 千葉県弁護士会を指定して申出がされた場合、千葉県弁護士会宛てに電話し、私選弁護人選任申出依頼の留守電を吹き込みます。

② 千葉県以外の弁護士会や弁護士個人又は弁護士法人を指定して申出がされた場合、まず、電話で申出先に連絡をします。留守電対応がされ電話先が名乗れば、当該申出先の留守電に所要事項を吹き込みます。留守電対応がなかったり、留守電対応がされても電話先が名乗らなかった場合、私選弁護人選任申出通知書を郵送します。申出先の住所や電話番号については、[REDACTED] で検索できます。

#### (2) 帳簿への記載等

留守番電話吹込又は私選弁護人選任申出通知書発送後、「被疑者弁護人選任申出通知簿」に所要事項を記載し、認印で押印します。

#### (3) 弁護士の特定不十分で通知不可の場合

弁護士個人や弁護士法人を指定して私選弁護人選任申出がされたが、当該弁護士等の特定が不十分で通知をすることができなかった場合、勾留質問調書の下部余白に「弁護士（弁護士法人）の特定不十分のため、通知不能 裁判所書記官印」と記載押印してください。その上で、被疑者の留置先に連絡し、「選任申出のあった弁護士（弁護士法人）について調査したが、該当するものがいなかったため通知ができなかった」旨を被疑者に伝えてもらってください。

#### (4) 勾留状チェック表への記載

勾留状チェック表末尾の「私選弁護人選任申出」のチェック欄に記入します。

### 6. 8 刑事係への引継書類

以下の書類は、引継箱に入れて刑事係に引き継いでください。

なお、書き損じの勾留状・勾留質問調書等についても、シュレッダーで廃棄処分等をすることなく、[REDACTED] ファイル（「廃棄書類」）に一括して保存してください（刑事係において廃棄処分します）。

## 【機密性 2】

### ① 勾留状関係

次の順序に並び替えて、1件ずつクリアファイルに入れます。

- ア 勾留状チェック表
- イ 勾留請求書（写）
- ウ 接見等禁止請求事件記録
  - ・接見等禁止請求書
  - ・接見等禁止決定原本
  - ・交付送達報告書（被疑者に交付送達した場合）
  - ・接見等禁止決定副本（被疑者に交付送達しなかった場合）
- エ 事件関係送付一覧（検察庁受領印有）

### ② 被疑者国選弁護人選任記録

次の順序に並び替えて、1件ずつクリアファイルに入れます。

- ア 国選チェック表
  - イ 国選請求書
  - ウ 不受任通知書（ある場合のみ）
  - エ 法テラス宛のファクシミリ送信書
  - オ 国選弁護人候補指名通知依頼書
  - カ 勾留状写し
  - キ 法テラスから送付された受領書
  - ク 法テラスからのファクシミリ送信書
  - ケ 国選弁護人候補指名通知書（法テラス作成）
  - コ 国選弁護人選任書（写）
  - サ 国選弁護人選任通知書（検察官、被疑者、法テラス宛て）
- ※ なお、被疑者国選弁護人請求が撤回された場合には、アないしウを引き継ぎます。

## 第7 要通訳事件等の勾留事務等

要通訳事件又は外国人事件（以下「要通訳事件等」という）の勾留事務は、作成する帳票及び事前準備内容等において、通常事件と異なる内容があります。以下、異なる手続内容を中心に説明します。

### 7. 1 国選弁護人選任請求書・資力申告書の受付

通常の事件と同じ（3. 1参照）

### 7. 2 勾留請求書等の受付

勾留請求事件の受付、接見等禁止請求事件の受付、勾留請求書等の写し、形式的記載事項の確認は通常の事件と同じ（3. 2～3. 5参照）

### 7. 3 勾留状等の一式書類の内容確認

#### (1) 勾留状

通常の事件と同じ（4. 2(1)参照）

#### (2) 勾留質問調書

## 【機密性 2】

要通訳事件の勾留質問調書下部には「この手続きは通訳人〇〇（通訳人氏名）を介して行った。」との文言が記載されています。

### (3) 勾留通知

通常の事件と同じ（4. 2(3)参照）

### (4) 接見等禁止決定

外国人の被疑者用の書式を利用します。

領事官は接見等禁止の対象外となるのが通常です。接見等禁止請求書から除外する領事官の国名を確認し、決定書に入力することになりますので注意してください。

なお、被疑者の国籍が中華民国（台湾）や北朝鮮の場合、該当する領事官がないため、領事官を除外する必要はありません。

### (5) 国選弁護人候補者指名通知依頼書

通常の事件と同じ（4. 2(5)参照）

### (6) 通訳人尋問調書、宣誓書

① 被疑者氏名が

② 宣誓書の散逸防止のため、あらかじめ書記官名下に認印を押し、調書と宣誓書をホチキスで左側2か所を合てつし、書記官の認印で契印しておいてください。

### (7) 通訳料請求書

被疑者氏名が

### (8) 通訳人旅費日当請求書

当庁では、原則として、勾留請求当日、検察庁における弁解録取手続に立ち会った通訳人がそのまま通訳人として出頭することになります。旅費日当は検察庁において支給されるため、裁判所で旅費日当を支給することはありません（事例はほぼありませんが、仮に勾留請求を翌日処理した場合など、当日裁判所のみで通訳手続を行った場合には支給することになります。）。

### (9) 立会連絡票

通訳料算定に必要ですので、作成するのを失念しないようにしてください。

### (10) 通報の要請に関する照会・回答（外国人事件の場合のみ）

① 領事官通報の有無、領事官通報の希望の有無を確認します。

【通報が必要的とされている国（中華人民共和国、イギリス、ロシア、旧東欧諸国等の二国間条約締結国。詳しくは「領事関係に関するウィーン条約締結国一覧表」参照）】

すでに警察又は検察庁で通報済みの場合は、裁判所から重ねて通報する必要はありません。それ以外は通報が必要です。なお、通報が必要であるため、勾留質問時に被疑者に確認する必要はありません。

【要請に基づいて通報する国（ウィーン条約締結国。詳しくは「領事関係に関するウィーン条約締結国一覧表」参照）】

## 【機密性 2】

すでに警察又は検察庁で通報しているか、通報を希望しない旨述べていれば、勾留質問時に再度、確認したり通報したりする必要はありません。それ以外の場合は、（裁判官が）被疑者に通報の要否を確認して、通報の要請に関する照会・回答に記載させることになります。そして、通報の要請があれば、通報します。

【通報が不要な国（中華民国【台湾】、北朝鮮等。詳しくは「領事関係に関するウイーン条約締結国一覧表」参照）】

確認も通報も不要です。

- ② 被疑者が日本語を解し通訳不要の事件であっても、被疑者が外国籍であれば、領事官通報手続は必要ですので、注意してください。

### 7. 4 起案した勾留状等の裁判官への提出

#### (1) 裁判官用

通常の事件と同じ（4. 3(1)参照）

#### (2) 書記官手持ち書面

- ① 手控え用の勾留請求書（写）、被疑事実の要旨（写）、勾留通知先連絡表（写）
  - ② 勾留質問調書
  - ③ （請求有）接見等禁止決定臍本用の用紙3通・送達報告書
  - ④ 勾留通知
  - ⑤ 通訳料請求書・通訳人尋問調書・通訳人宣誓書・立会連絡票
  - ⑥ （外国人事件で通報が必要）通報の要請に関する照会・回答
- を事件ごとにクリアファイルに入れておきます。

### 7. 5 通訳人の呼出し

#### (1) 通訳人来庁依頼

通訳人に記載してもらう書類があるため、「4. 4 被疑者の身柄呼出し」をする前に、検察庁に電話し、通訳人に裁判所日直室に来庁してもらうよう伝えます<sup>15</sup>。

#### (2) 必要書類の記入

通訳人が来庁したら、次のとおり各書類に記入押印してもらいます。記入終了後、事件ごとにクリアファイルに入れておきます。

- ① 通訳人尋問調書の署名押印
  - ② 通訳人宣誓書の署名押印
  - ③ 通訳料請求書のア請求者欄の記名押印、捨印、イ振込先金融機関名・支店名、預金種別、口座名義、口座番号（別紙7参照）
  - ④ 通訳人旅費日当請求書の請求者氏名欄の押印、同欄の右側欄外への捨印
- ※ 通訳人旅費日当請求書は、通訳人が検察庁の被疑者調べを通さずに直接裁判所に出頭した場合に限り [REDACTED]、作成してもらいます。
- ※ 通訳人旅費日当請求書を作成する場合、通訳人に対し、旅費についてICカードを利用したかどうか確認し、立会連絡票に記載してください。

#### (3) 被疑事実の要旨交付

<sup>15</sup> 通訳人に事前に来庁してもらうのは、書類の記入手続等があるからですが、裁判所での待ち時間があまり長くなるのは通訳料支給の関係でも相当ではなく、勾留質問開始の10分前程度の来庁が目安になります。

## 【機密性 2】

通訳人に「被疑事実の要旨」を持っているか確認し、持っていない場合は、コピーを取って渡します。この用紙は勾留質問終了後に通訳人から回収し、刑事係に引き継ぎます<sup>16</sup>。

### (4) 被疑者の身柄呼出

4. 4記載の方法により、被疑者の身柄呼出しを行います。

## 7. 6 勾留質問直前の準備

裁判官が検討を終えたら記録を受け取ります（裁判官によっては、直接勾留質問室に持参される方もいます）。

勾留請求、接見等禁止請求を却下する見込みがある事件が含まれるかどうか、裁判官に確認します。

待ち時間の間に勾留質問に持参する物を確認します。持参する物は次のとおりです。

- ① 一件記録（勾留状等の勾留関係書類含む）
- ② 勾留通知先連絡表
- ③ 勾留質問調書
- ④ 筆記用具（ペン、シャーペン（えんぴつ））
- ⑤ 印鑑
- ⑥ （接見禁止等決定を被疑者の面前で行う場合）  
接見等禁止決定謄本、交付送達報告書、職印
- ⑦ （勾留請求を却下する見込みがある場合）

- ⑧ （被疑者が外国人で領事館通報の要請を確認する必要がある場合）  
通報の要請に関する照会・回答書

## 7. 7 勾留質問

### (1) 勾留質問室への移動

通常の事件と同じ（5. 1参照）

### (2) 勾留質問（共通処理）

通常の事件と同じ（5. 2参照）

### (3) 勾留質問（要通訳事件）

以下の点に留意する必要があります。

- ① 通訳人の着席位置

裁判官の横に座ってもらいます。

- ② 通訳人の保護

<sup>16</sup> 事件によっては、検察庁で被疑事実の要旨が交付されている場合があります。この場合、裁判所では被疑事実の要旨を回収する必要はありません。

## 【機密性 2】

### ③ 宣誓手続

勾留質問冒頭に通訳人に通訳人尋問調書（宣誓書添付）を交付し、宣誓が終わったら裁判官に戻してもらいます。

### ④ 勾留質問調書等への指印

外国人の場合、被疑者の指印がなくても差し支えありませんので、被疑者が指印を嫌がるようであれば指印を求めないようにします。

### ⑤ 勾留質問室での被疑者国選弁護人請求

勾留質問の場で請求する場合、[REDACTED] 当該言語の国選請求書に通訳人を介して記載させ、被疑者の署名指印を受け、請求書余白に「本請求書は通訳人を介して作成した。」旨記載し、横に通訳人の署名押印をもらいます。

## 7. 8 勾留質問（被疑者国選弁護人、当番弁護士、私選弁護人選任申出の各処理）

通常の事件と同じ（5. 3 参照）

## 7. 9 勾留質問（勾留請求却下、接見等禁止請求却下）

通常の事件と同じ（5. 4 参照）

## 7. 10 勾留質問終了後のチェック

以下に記載する内容を除いて、通常の事件と同じ（6. 1 参照）

通訳人尋問調書のチェック

裁判官の認印、通訳人宣誓書の添付、同宣誓書における通訳人の署名押印、書記官の認印の押印・契印・訂正印の漏れがないかどうか確認してください。

## 7. 11 被疑者国選選任事件の処理

通常の事件と同じ（6. 2 参照）

## 7. 12 勾留通知

通常の事件と同じ（6. 3 参照）

なお、通知方法が電話で通知先が日本語を解さない場合には、勾留質問終了後、勾留通知を行う際に、通訳人に同席してもらう必要があります。この場合、勾留通知が終了するまで裁判所内で待機してもらう必要がある点に留意します。

## 7. 13 [REDACTED]

通常の事件と同じ（6. 4 参照）

## 7. 14 檢察庁への記録引継ぎ

通常の事件と同じ（6. 5 参照）ですが、引継書類は以下のとおりです。

### (1) 勾留決定、接見等禁止決定の場合

一件記録に以下の書類を挟み込みます。

- ① 勾留状
- ② 勾留質問調書

## 【機密性 2】

- ③ 接見等禁止決定副本 2通
- ④ 通訳人尋問調書（宣誓書添付）

### (2) 勾留請求却下決定の場合

一件記録に以下の書類を挟み込みます。

- ① 勾留質問調書
- ② 通訳人尋問調書（宣誓書添付）
- ③ 被疑者の [REDACTED] 及び身柄引受書（作成している場合）
- ④ 勾留に対する弁護人の意見書等（有の場合）

※ 被疑者の [REDACTED] には裁判所の受付印を押捺してください。なお、[REDACTED] 事件関係送付一覧の備考欄に「弁護人提出の意見書有」「[REDACTED] 及び身柄引受書有」等と記載します。

※ 勾留請求書に却下のゴム印、決裁印等の漏れがないかを確認します。

### (3) 接見等禁止請求のみ却下決定の場合

一件記録に以下の書類を挟み込みます。

- ① 勾留状
- ② 勾留質問調書
- ③ 通訳人尋問調書（宣誓書添付）
- ④ 接見等禁止請求書

※ 接見等禁止請求書に却下のゴム印、決裁印等の漏れがないかを確認します。

## 7. 15 当番弁護士の通知

通常の事件と同じ（6. 6 参照）

## 7. 16 私選弁護人選任申出の処理

通常の事件と同じ（6. 7 参照）

## 7. 17 通訳料請求書の処理

日直では、通訳料請求書の支給決定に関する手続きは不要です。通訳料請求書は、以下の内容を処理してください。

### (1) 通訳料請求書への記入

勾留質問終了後、通訳料請求書に以下の内容を記載します（記載例は別紙 7 参照）。

請求年月日、通訳に従事した年月日、勾留質問実施日

支給額及び内訳金額欄は、刑事係が記入しますので、日直では記入不要です。

### (2) 立会連絡票の作成

通訳人の立会時間及び職業に基いて通訳料を支給するため、立会連絡票は忘れずに記入してください。

### (3) 刑事係への引継

引継箱に入れて、刑事係に引き継ぎます。

## 7. 18 領事館通報

裁判所から通報するときは、次のとおり処理してください。

### (1) 領事館通報用紙の作成

## 【機密性 2】

■■■■■ 領事官通報用紙に所要事項を記載し、書記官名下に職印を押印します。

### (2) 郵便切手使用簿等の記載

■■■■■ 「郵便切手使用簿（時間外発送）」に所要事項を記載し、取扱者印欄に押印します。 「郵便切手補助簿」の概要欄に所要事項を記載し、受領印欄に押印します。

### (3) 封筒の作成・投函等

■■■■■ 「領事官通報・在日外国公館リスト」ファイルを参照して封筒に領事機関の宛先を記載し、■■■■■

### (4) 領事館通報した旨の連絡

被疑者が留置されている警察の留置管理課に電話で連絡し、領事館通報した旨を伝えます。

通報の要請に関する照会・回答の用紙の余白に「●●. ●●. ●●（年月日）通報手続済」、「●●. ●●. ●●（年月日）領事館通報した旨、●●警察署長に通知済」と記載し、書記官の認印で押印します。

### (5) 刑事係への引継

通報の要請に関する照会・回答の用紙を、引継箱に入れて刑事係に引き継ぎます。

## 7. 19 刑事係への引継書類

通常の事件と同じ（6. 8 参照）ですが、引継書類は以下のとおりです。

### ① 勾留状関係

次の順序に並び替えて、1件ずつクリアファイルに入れます。

- ア 勾留状チェック表
- イ 勾留請求書（写）
- ウ 接見等禁止請求事件記録
  - ・接見等禁止請求書
  - ・接見等禁止決定原本
  - ・交付送達報告書（被疑者に交付送達した場合）
  - ・接見等禁止決定謄本（被疑者に交付送達しなかった場合）
- エ 通訳料請求書・立会連絡票
- オ 通訳人旅費日当請求書（要通訳事件のうち勾留請求を翌日処理した場合のみ）
- カ 領事館通報の要請に関する照会・回答（作成した場合）
- キ 事件関係送付一覧（検察庁受領印有）

### ② 被疑者国選弁護人選任記録

次の順序に並び替えて、1件ずつクリアファイルに入れます。

- ア 国選チェック表
- イ 国選請求書
- ウ 不受任通知書（ある場合のみ）
- エ 法テラス宛のファクシミリ送信書
- オ 国選弁護人候補指名通知依頼書
- カ 勾留状写し

## 【機密性 2】

- キ 法テラスから送付された受領書
  - ク 法テラスからのファクシミリ送信書
  - ケ 国選弁護人候補指名通知書（法テラス作成）
  - コ 国選弁護人選任書（写）
  - サ 国選弁護人選任通知書（検察官、被疑者、法テラス宛て）
- ※ なお、被疑者国選弁護人請求が撤回された場合には、Aないしウを引き継ぎます。

## 第8 その他

### 8. 1 [REDACTED] が利用できないとき

[REDACTED] が年に数回あります。事前に判明している場合には、日直員には周知していますが、ワードで作成した勾留状や被疑者国選弁護人関係の書式等に必要事項を直接入力して処理を行う必要がありますので、[REDACTED]

[REDACTED] を利用して行ってください。

なお、立件する際には、勾留請求及び接見等禁止請求のいずれも、帳簿①「令状請求事件簿」の「緊急時 [REDACTED]」欄に記入してください。

### 8. 2 勾留に代わる観護措置

(1) 被疑者が少年の場合、勾留請求ではなく、勾留に代わる観護措置請求がなされることがあります。

※ 少年法43条1項本文によれば、検察官は、少年の被疑事件においては裁判官に対し、勾留の請求に代え、少年法17条1項の勾留に代わる観護措置を請求することができます。これを「観護状」又は「観護令状」と呼んでいます。

※ 勾留とは異なり、収容場所が少年鑑別所となる他、接見等禁止、期間の延長がありません。

※ 鑑別所は千葉少年鑑別所となります。

(2) 勾留請求との相違点等は次のとおりです。

[REDACTED] で処理することができない点に注意が必要です。

① 勾留状 → 観護状となる。

→ 添付する「被疑事実の要旨」につき、勾留状では「被疑者」とあるのを「少年」と訂正する。

② 勾留質問調書 → 被疑少年陳述調書を用いる。

③ 勾留通知 → 観護措置の通知書となる。

④ 立件方法

○ 受付は紙ベースの帳簿である①令状請求事件簿の「緊急時」部分に登載する（簡裁「る」、令状種別「観護」）。

○ 観護措置関係の書類は日直室備付けの用紙を使用してください。

[REDACTED] に

収納されていますので、必要に応じて使用してください。

⑤ 質問手続自体は勾留質問に準じて実施されます。

## 【機密性 2】

⑥ 勾留請求がなされたとしても、裁判官の指示により勾留に代わる観護措置をする場合があります。この場合、通常は裁判官から検察官に連絡し、予備的請求として観護措置請求書を提出してもらい、受付は前述と同様に処理します。

※ 観護状を発付した場合、当初の勾留請求（接見等禁止請求もあればこの請求も）は明示的に却下の処理をするのが通例です。

### 【理由例（勾留請求却下）】

理由 やむを得ない場合にあたらない。

### 【理由例（接見等禁止請求却下）】

理由 勾留請求却下のため

⑦ 国選弁護人選任手続は、推薦依頼及び選任手続のいずれも被疑者と同様の方法で行います。

## 8. 3 弁護人からの要望に対する対応

被疑者の弁護人から、「本日勾留請求予定の事件を担当する裁判官に意見書を提出したい。」「裁判官と面接したい。」といった要望がなされることがあります。その場合の対応方法は次のとおりです。

### (1) 意見書等の提出を要望している場合

① 弁護人に対し、検察庁又は警察署に被疑者と連署した弁護人選任届を提出しているかどうか確認します。

※ 被疑者段階においては、弁護人選任届は当該被疑事件を取り扱う検察官又は司法警察職員に差し出すことになります（規則17条）。

※ 被疑者の署名を得ていない等の理由で弁護人選任届の提出がない場合、意見書等をどのように取り扱うか裁判官の指示を仰ぎます（この段階では適式な弁護人ではないとして、事実上意見書等を返還することが考えられます。）。

② 意見書等に当直受付印を押印します。

③ 勾留請求事件の一件記録と共に、弁護人提出の意見書等を裁判官に交付します。

④ その余の事務処理は、通常の勾留請求事件と同様です。

⑤ 意見書等は、勾留質問手続終了後、勾留一件記録と共に、検察庁に引き継ぎます。引き継ぐ際には、「事件関係送付一覧」の備考欄に「弁護人提出の意見書あり」と備忘的に記載してください。

### (2) 裁判官との面接を要望している場合

裁判官に伝達し、指示を仰ぎます（面接に応じる、応じない、面接はしないが電話には応じる等、裁判官によって対応が異なります。）。

## 8. 4 一般令状請求

一般令状請求事件の処理を行う際には、原則として

を使用してください。

令状処理を行う際には、必ず令状ごとに「令状審査票」に基づき審査を行ってください。

なお、平成30年12月以降、令状への印の押捺は不要となりました（警察署等の請求署印押捺の要否については、裁判官の指示を受けてください）。

### (1) 通常逮捕状

① 受付

## 【機密性 2】

逮捕状請求書の形式的記載事項（日付、請求先、警察署印、請求者の押印等）及び請求書の謄本が添付されていることを確認した上、請求書原本及び謄本の1枚目余白に当直受付日付印を押します。令状請求事件簿に所要事項を記載し、請求書原本及び謄本に事件番号を記載した上、請求書原本に認印します。

### ② 受付の注意点等

#### ア 請求権者

通常逮捕状の請求権者は、検察官、司法警察員であり、司法警察員の場合は、公安委員会の指定した警部以上の者に限られています（請求可能な警察官一覧表は、[REDACTED]ファイルに編綴されています。）。なお、特別法に定める司法警察員は、麻薬取締官（員）、海上保安官（補）等があり、その権限の範囲には事項的又は地域的に制限があるので請求があった場合には注意を要します（法190条参照）。

#### イ 請求先

木更津簡易裁判所裁判官 となっていることを確認します。

#### ウ 令状種別

通常逮捕状の請求の場合、事件簿の令状種別欄には、「通達又は甲」と記載します。

#### エ 人定事項の確認

被疑者の人定事項は、請求書とともに警察から提出された疎明資料（以下「疎明資料」という。）にある戸籍謄本や在籍照会等を十分に確認します（外字や表記の誤り等に注意）。

被疑者氏名不詳の場合には、人相、体格等被疑者を特定するに足りる事項を記載するか、または被疑者の写真を添付して特定があるので注意します。

#### オ 有効期間

有効期間は、原則として7日（初日不算入）ですが、7日を超える請求がなされた場合は、その事由をよく確認し、疑問がある場合は、裁判官の指示を受けます。

#### カ 令状審査表による請求書の点検

令状審査表に従い、疎明資料を確認しながら、請求書を点検、審査します。

### ③ 通常逮捕状の作成

逮捕状は、[REDACTED]

### ④ 裁判官への提出

準備した逮捕状を請求書と令状審査表とともにクリアファイルに入れ、疎明資料を添えて裁判官に提出します（※更新令状請求の場合は、返還令状も同時に提出する。）。

### ⑤ 通常逮捕状の発付

#### ア 請求者への交付

裁判官の決裁がなされた令状は、令状審査表に基づき、裁判官の押印、契印、訂正印等の漏れがないことを確認し、疎明資料とともに請求者に交付し、令状請求事件簿に受領印を受けます。請求書謄本は裁判所で保管します。裁判官の指示により、請求書に訂正すべき事項がある場合は、必ず請求者に訂正してもらい、謄本も同様に訂正させるのを忘れないようにします。

#### イ 帳簿の記載等

## 【機密性 2】

有効期間が 7 日を超えて許可した場合は、令状請求事件簿の該当事件の令状種別欄の備考欄に有効期間を「1か月」などと記載します。

### ウ 返還令状

令状の返還を受けた場合は、返還書に受付日付印を押し、刑事係に引き継ぎます。なお、当庁以外の裁判所で発付した令状の返還は、発付した庁に返還するので当庁では受領しないように注意します。

### ⑥ 却下の処理

#### ア 却下決定の付記

請求書原本の余白に、却下用のゴム印を使用して、裁判官が記名押印してこれを請求者に交付します。

#### イ 帳簿の処理

令状請求事件簿の結果欄の「発付」の文字を抹消し、「却下」と記載します。

#### ウ 請求書原本の返還

請求書原本及び疎明資料を請求者に返還し、令状請求事件簿に受領印を受けます。

#### エ 謄本の保管

請求書謄本は、その上部欄外に「〇月〇日却下」と表示し、裁判所で保管します。

### ⑦ 撤回の処理

#### ア 帳簿の処理

令状請求事件簿の結果欄の「発付」の文字を抹消し、「撤回」と記載します。

#### イ 請求書原本の返還

請求書原本及び疎明資料を請求者に返還し、令状請求事件簿に受領印を受けます。

#### ウ 謄本の保管

請求書謄本は、その上部欄外に「〇月〇日撤回」と表示し、裁判所で保管します。

## (2) 緊急逮捕状

### ① 受付の注意点等

処理手順については、通常逮捕状の場合とほぼ同様ですが、ここでは、特に注意すべき点について説明します。緊急逮捕状を処理する場合は、その性質を勘案し、他の事務処理よりもできる限り優先して行うようにします。

#### ア 請求権者

検察事務官、警部補以下の警察官でも請求できます。

#### イ 帳簿の記載等

令状請求事件簿の令状種別欄に「乙」と記載します。

#### ウ 受理時刻の記入

逮捕後直ちに請求手続きをしなければならない（法 210 条）ので、緊急逮捕状請求書原本及び謄本の受付印の受理時間記入欄に必ず時刻を記入します。

### ② 請求書の点検

#### ア 要件

緊急逮捕は、死刑又は無期若しくは長期 3 年以上の懲役若しくは禁錮にあたる罪であることが要件とされています。例えば、道路交通法違反（報告義務違反）は、法定刑が、「3 月以下の懲役又は 5 万円以下の罰金」であるから緊急逮捕はできない。いわゆるひき逃げ事案において、過失運転致傷並びに道路交通法違反（救護義務違反及び報告義務違反）の被疑事実で緊急逮捕状の請求がなされることがある

## 【機密性 2】

で注意します。このような場合の処理としては、過失運転致傷及び道路交通法違反（救護義務違反）の被疑事実だけを記載した緊急逮捕状を発付する方法が考えられます。

### イ 請求書の記載漏れに注意

逮捕状請求書（乙）の「逮捕の年月日時及び場所」，「引致の年月日時及び場所」の記載漏れが特に多いので注意します。

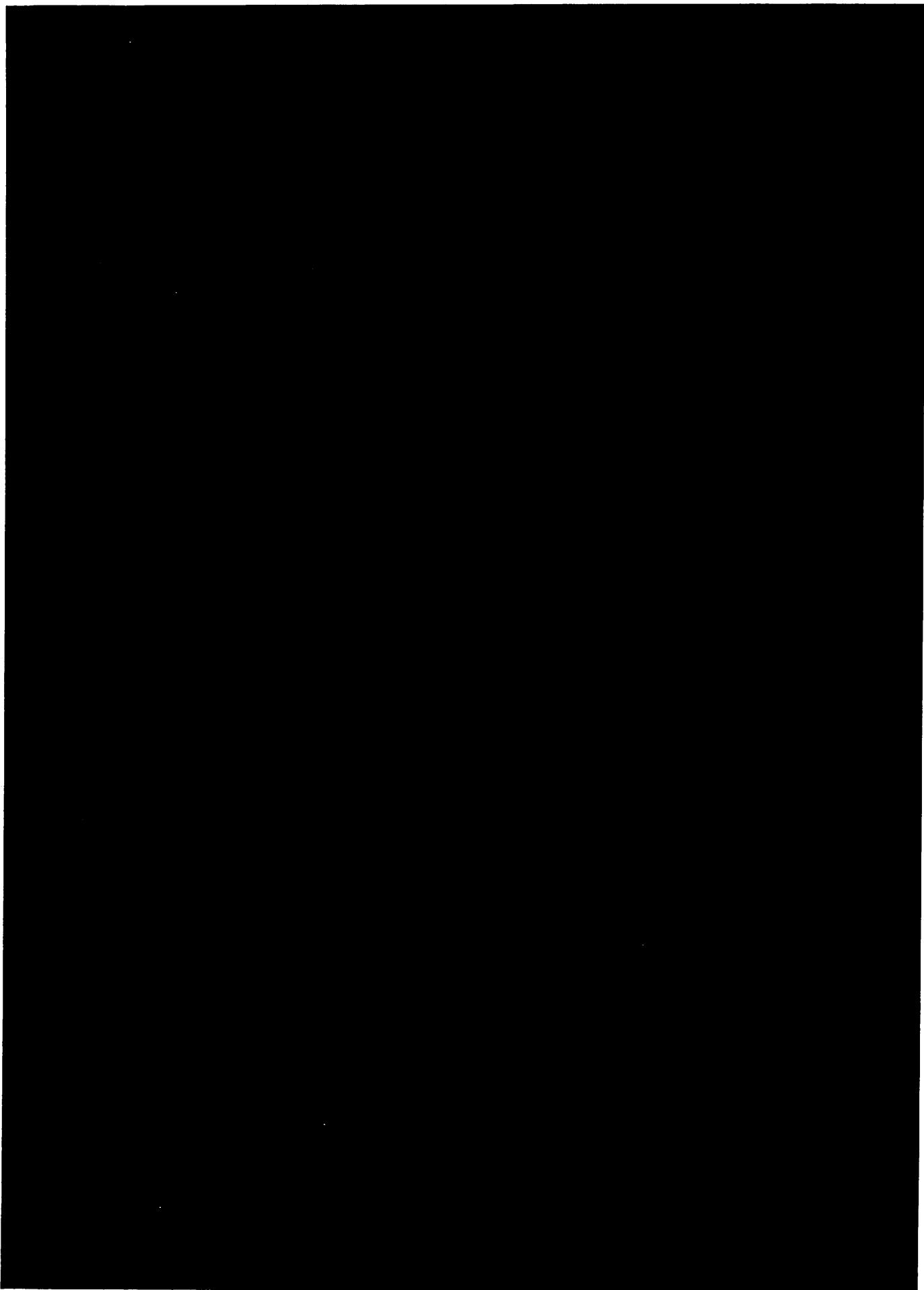
③ 緊急逮捕状の作成から発付までは、通常逮捕状の処理と同様です。

④ 請求の却下

緊急逮捕状は既になされた逮捕の追認であり、「撤回」させるという処理はないので注意します。裁判官が請求を審査した結果、要件を欠いている場合、明らかに逮捕の必要性がないと認められる場合、請求の方式に違反している場合、請求が著しく遅延した場合には却下することになります。却下の場合の処理方法については、通常逮捕状の場合と同じですが、却下の理由を明示する場合もあるので裁判官の指示を受けます。

## 8. 5 緊急を要する事件等の処理

準抗告・抗告・勾留執行停止・保釈に関する申立がなされた場合には、刑事係主任書記官又は地家裁庶務課長までお問合せください。



## 国選弁護人選任請求書・資力申告書

裁判官 殿

※ 該当する箇所の□印にレ点を付け、必要事項を記入して作成してください。

(注意) 3に記載した合計欄の金額が50万円以上である場合には、この書面を提出して国選弁護人の選任を請求する前に、必ず、千葉県弁護士会に対して、私選弁護人選任の申出をする必要があります。

- 1 次の事件について、2に記載した理由により私選弁護人を選任することができないので、国選弁護人の選任を請求します。

事件名 \_\_\_\_\_

## 2 理由

※ (2)ア又はイの□印にレ点を付けた場合で、千葉県弁護士会から通知書を受け取っているときは、この請求書と一緒に提出してください。

- (1) 貧困のため
- (2) 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日、千葉県弁護士会に対して、私選弁護人の選任を申し出たが、次の理由から選任することができなかつたため
  - ア 千葉県弁護士会から弁護人となろうとする者の紹介を受けられなかつた。
  - イ 紹介された弁護士に弁護人の選任の申込みをしたが拒まれた。
  - ウ いまだ千葉県弁護士会から連絡がない。
- (3) その他の理由（具体的に書いてください。）

## 3 資力申告

私の次の資産の合計額（資力という。）と内訳は、記載したとおりで間違いません。

(注意) 裁判官の判断を誤らせる目的で、その資力について虚偽の記載をした場合は、10万円以下の過料に処せられることがあります。

内訳	現金	(□無	□有	→ 約	円)
	金融機関に対する預貯金	(□無	□有	→ 約	円)
	社内預金等	(□無	□有	→ 約	円)
	金融機関の自己宛小切手	(□無	□有	→ 約	円)
	郵便為替	(□無	□有	→ 約	円)

合計	約	円
----	---	---

※ 金融機関に対する預貯金とは、預金のほか、郵便貯金又は農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会に対する貯金のことです。

※ 社内預金等とは、使用者（船員の場合は船舶所有者）に対する貯蓄金又は公務員共済組合、公務員共済組合連合会若しくは日本私立学校振興・共済事業団に対する貯金のことです。

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印  
(\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日生)

※ 以下の欄は、留置担当官、刑事施設・少年鑑別所の職員が記入してください。

1 添付書類  勾留状・告知調書等の写し  不在・不受任通知書

2 取調べ担当検察官所属の検察庁 \_\_\_\_\_

3 留置・収容場所 \_\_\_\_\_

4 国籍 \_\_\_\_\_, 言語 \_\_\_\_\_ 語

5 他事件での国選弁護人選任の有無  無  有 (弁護人名) \_\_\_\_\_ )

(別紙3)※ 被疑者氏名の中に外字が含まれていた場合には、その文字に○印をつけて  
備考欄に外字の使用の有・無及びその文字を大きく記載してください。

起訴( )  
送付

## 被疑者国選弁護人選任請求事件チェック表

記入方法:各項目の□の内容についてチェックしたら、担当者が認印をすること。

令和 年 月 日

フリガナ

令和 年(る)第 号

被疑者

通訳言語

木更津簡易裁判所

チェック項目・内容	認印	備考
1 請求は勾留請求以後か ① <input type="checkbox"/> 勾留請求時に請求あり ② <input type="checkbox"/> 勾留状発付後の請求(受理せず、本庁刑訟に提出するように指示)		被疑者氏名 外字使用 有・無
2 被疑者から国選弁護人選任請求書・資力申告書が提出されているかどうか ① <input type="checkbox"/> 提出あり、記載事項点検済み ② <input type="checkbox"/> 上訴申立等記録簿記載(木更津簡裁 令和 年(記)第 号) ③ <input type="checkbox"/> 添付資料(④□資力のある場合不在・不受任通知書)		
3 資力審査等 ① <input type="checkbox"/> 現金・預貯金等資力が50万円未満 ② <input type="checkbox"/> 現金・預貯金等資力が50万円以上 ③ <input type="checkbox"/> 私選弁護人選任申出なし ④ <input type="checkbox"/> 国選請求撤回 ⑤ <input type="checkbox"/> 国選請求撤回せず ⑥ <input type="checkbox"/> 私選弁護人選任申出あり ⑦ <input type="checkbox"/> 不在・不受任通知あり ⑧ <input type="checkbox"/> 不在・不受任通知なし		チェック表 1~3につき 内容確認 裁判官印 ㊞
4 私選弁護人が選任されていないか □ 選任されていない □ 選任されている		
5 私選弁護人選任申出の取り次ぎ(裁判官の面前で申し出た場合) □ 取り次ぎ済み ① <input type="checkbox"/> 留守電(休日) ② <input type="checkbox"/> FAXで送信		
6 司法支援センター千葉地方事務所へ国選弁護人候補者指名通知依頼 ① <input type="checkbox"/> 発付した勾留状の写しを作成する ② <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日依頼送信済み ③ <input type="checkbox"/> 午後5時時点でのセンターの対応確認 <input type="checkbox"/> 即日処理 <input type="checkbox"/> 翌日処理 (翌日処理の場合 <input type="checkbox"/> 当庁処理 <input type="checkbox"/> 本庁処理→12へ)		
7 司法支援センターからの指名通知 □ 指名通知受信(弁護士名) <input type="checkbox"/> 一括契約・スタッフの場合(2号)		
8 国選弁護人選任書作成等 □ 選任書作成・決裁		
9 国選弁護人選任書を弁護人に送付 □ 受領のための来庁依頼(近隣の弁護士の場合) → <input type="checkbox"/> 交付 □ 郵便で発送(請書同封)(非近隣の弁護士の場合) → <input type="checkbox"/> 請書受領		
10 国選弁護人選任通知 ① <input type="checkbox"/> 被疑者(留置施設) (□送信結果確認済) ② <input type="checkbox"/> 檢察官 (□即日処理 □翌日通知のため引継) ③ <input type="checkbox"/> センター千葉地方事務所(□送信結果確認済)		
11 被疑者国選弁護人選任却下命令の場合 ① <input type="checkbox"/> 却下命令作成・決裁 ② <input type="checkbox"/> 却下命令副本を被疑者に送達 ③ <input type="checkbox"/> FAXで送信(即日送達できない場合)		
12 本庁処理の場合 ① <input type="checkbox"/> センター千葉地方事務所へ連絡 ② <input type="checkbox"/> 本庁へ連絡(□宿直事務室 □地裁訟廷) ③ <input type="checkbox"/> FAX送信(□宿直事務室 □地裁訟廷)		
13 以下は、国選弁護人選任に至らない場合に記入する(上記11の選任命令却下を除く)	認印	備考
□ ア 勾留請求なし → チェック表・国選請求書を刑事係に引き継ぐ		
□ イ 勾留質問時に撤回 → チェック表・国選請求書を刑事係に引き継ぐ		ア 選任請求と して受付しない
□ ウ 勾留請求却下 □ (ア) 檢察官からの準抗告申立なし → チェック表・国選請求書・████のコピー等を □ (イ) 檢察官からの準抗告申立棄却 刑事係に引き継ぐ □ (ウ) 檢察官からの準抗告申立認容・勾留状発付 → 上記6以降の事務を行う		裁判官印

## 勾留状チェック表

木更津簡易裁判所

## 被疑者

## ① 勾留請求書の確認

確認事項	チェック欄 書 裁 W	確認する主な内容
受付日付印		受付時間を記載したか
制限時間の確認		逮捕状（逮捕日時）又は現行犯人逮捕手続書で確認 ●警察官逮捕の場合 逮捕した時～検察官に送致する手続をした時 48時間以内 検察官が送致を受けた時～勾留請求受理時 24時間以内 逮捕～勾留請求受理時 72時間以内 ●検察官逮捕の場合 逮捕時～勾留請求時 48時間以内
請求先		木更津簡易裁判所裁判官宛てになっているか
罪名		被疑事実と罪名が一致しているか
被疑者氏名		戸籍謄本、在籍照会結果報告書等で確認
年齢		
住居		戸籍の附票、住民票等で確認
職業		弁解録取書等で確認
被疑事実の要旨		逮捕状の被疑事実の要旨との同一性が認められるか

## ②勾留状起案時の確認

確認事項	チェック欄 書 裁 W	確認する主な内容
被疑者氏名	1枚目	戸籍謄本、在籍照会結果報告書等で確認
年齢		
住居		戸籍の附票、住民票等で確認
職業		弁解録取書等で確認
罪名		被疑事実と罪名が一致しているか
勾留場所		勾留請求書に記載された勾留場所となっているか
有効期間		初日不算入で原則7日、末日が休日でもその日を記載
発付年月日		
裁判所名		木更津はすべて「木更津簡易裁判所」、府印は不要
裁判官名		
勾留請求年月日		
3枚目 被疑事実の要旨		勾留請求書の被疑事実の要旨と同一か 「別紙」の記載はあるか

## ③勾留状決裁後の確認

確認事項	チェック欄 書 W	確認する主な内容
裁判官の記名押印		
刑訴法60条1項各号の事由の記載		空欄は不可
訂正印		訂正箇所すべてに訂正印が押されているか
契印		勾留状の全葉にわたり契印されているか（写真添付の場合は、写真と台紙間の契印も必要）
②の確認事項の再チェック	△	

※当番弁護士・私選弁護人選任の希望 □ 有 (□当番 □私選) □ 無

確認事項	チェック欄 書 W	確認する主な内容
当番弁護士制度利用		
私選弁護人選任申出		被疑者弁護人選任申出通知簿に記載したか

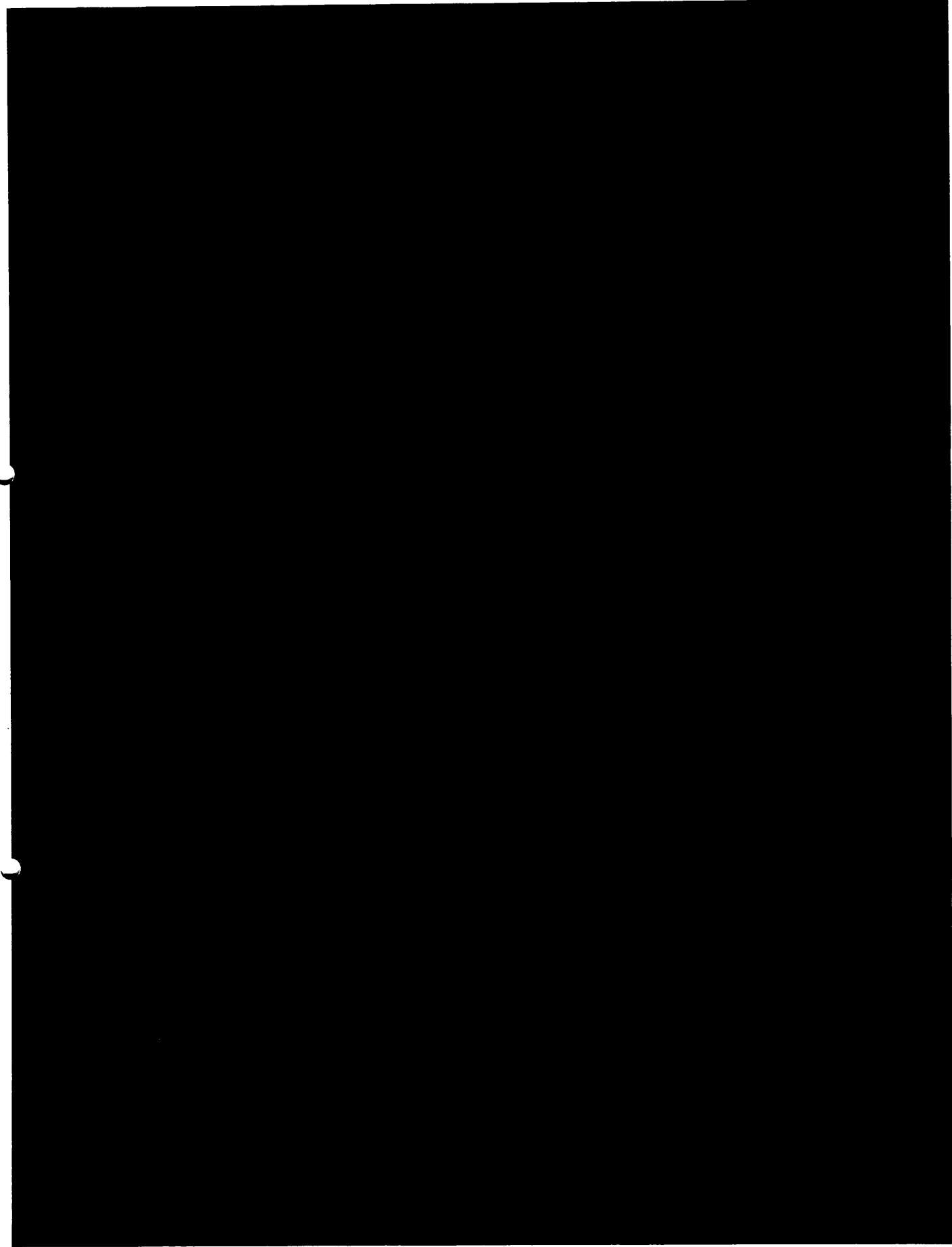
## 別紙5（記載例）

## 国選弁護人候補指名通知依頼書

日本司法支援センター千葉地方事務所 御中			木更津簡易裁判所		
被疑者	進行番号 チハ 42ウ	空欄可	知回答期限 令和〇年〇月〇日	依頼日 令和〇年〇月〇日	
			生年月日 昭和〇年〇月〇日生	勾留場所 ●●警察署留置施設	通訳言語
事件	勾留日 令和〇〇年〇月〇日	番号 令和〇〇年(る)第〇〇号	事件名 ●●●●		
	国選弁護人 選任請求の別 選任請求		刑事訴訟法第37条の2		
連絡事項	<input checked="" type="checkbox"/> 本府（地裁・簡裁）以外の裁判所で勾留状を発付 ( <input checked="" type="checkbox"/> 木更津簡裁分 <input type="checkbox"/> 八日市場簡裁分 <input type="checkbox"/> 市川簡裁分) <input checked="" type="checkbox"/> 他事件での国選弁護人選任 (弁護人氏名 東京花子) <input type="checkbox"/> 本件で派遣された当番弁護士 (弁護士氏名 ) <input type="checkbox"/> 刑事訴訟法第37条の5 (複数(追加)選任) すでに選任されている弁護人氏名 ( ) 内諾ある弁護人 ( ) <input type="checkbox"/> 障害者刑事弁護制度に関する連絡 ( ) <input type="checkbox"/> 援助私選弁護人から国選弁護人への切替 (弁護人氏名 ) されている場合に記入				

## 国選弁護人候補指名通知書

国選弁護人候補	氏名 〒		
	住所又は事務所	TEL ( )	FAX ( )
		携帯電話 ( )	
	所属弁護士会名	弁護士会	
	総合法律支援法第39条第2項に掲げる 国選弁護人契約弁護士の別	<input type="checkbox"/> 総合法律支援法第39条第2項第1号 <input type="checkbox"/> 総合法律支援法第39条第2項第2号	



## 通訳料請求書

印

木更津簡易裁判所 御中		請求者	住所 ●県●市●丁目●番●号 (フリガナ) 氏名	印
令和 ● 年(る)第 ● 号被疑者 ● に対する ● 被疑事件について、通訳料を請求します。				
令和 ● 年 ● 月 ● 日				
通訳に従事した年月日			通訳の種類	
自 令和 ● 年 ● 月 ● 日 至 令和 ● 年 ● 月 ● 日			● ● 語	
支給決定				
支給額		令和 年 月 日 係官印		
内訳	計	円		
	金額	円	事	
		円	通訳料	
		円	消費税及び地方消費税	
振込先金融機関名・支店名				
預金種別	普通	当座通知、別段	●●●●銀行 ●●●●支店 口座番号 1234567	
(フリガナ) 口座名義			ツウヤクハナコ 通訳花子	
振込年月日		令和 年 月 日	小切手番号	
前記の支給額を領収しました。 令和 年 月 日				
氏名 印				
備考	源泉徴収税額 金 円 差引支給額 金 円			

※「内訳」欄の「消費税及び地方消費税」の金額は、これを加算しない場合には

「一円」と記載する。

※ 囲んだ部分を通訳人に記入してもらう。

## 勾留請求却下に伴う被疑者国選弁護人選任請求処理のフローチャート

(別紙8)

